

思いやり 支え合い すべての人が いきいきと暮らせるまち 枕崎

枕崎市地域福祉計画

令和4年度～令和8年度

令和4年3月
鹿児島県 枕崎市

はじめに

近年、我が国では少子高齢化・核家族化の更なる進行やライフスタイルの変化、価値観の多様化等に伴い、家庭の機能低下や地域のつながりの希薄化などを背景とした、高齢者や子育て世代の社会的孤立、介護と子育てに同時に直面する「ダブルケア」などの複合的な課題を抱える事案が顕在化してきており、地域福祉に対するニーズは年々、複雑化かつ多様化しています。



本市においても、多様化する福祉ニーズに対応するために、地域住民が地域の課題を「我が事」として捉え、解決していく意識の醸成、多様な主体の協働による包括的な支援体制の整備が必要となっています。これまでのように、福祉サービス等が「支え手側」「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティづくりを行い、公的な福祉サービスと住民主体の活動が協働し、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

そこで本年度、枕崎市では、これからの地域福祉を推進していく道しるべとなる「枕崎市地域福祉計画」を策定いたしました。この計画は「地域を支える仕組みをつくる」「支援を必要とする人とつながる仕組みをつくる」「地域で支え合う仕組みをつくる」という3つの基本目標のもと、「思いやり 支え合い すべての人がいきいきと暮らせるまち 枕崎」を構築しようとするものです。

計画の推進にあたっては、行政や社会福祉協議会、関係機関・団体だけでなく、市民一人ひとりが主体的に参画していただくことが大切です。本計画の趣旨・理念をご理解いただき、すべての市民が思いやりと支え合いのもとでいきいきと暮らしていただける枕崎市を一緒に創っていきましょう。

最後に、本計画の策定にあたり、ご協力いただきました枕崎市地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、市民アンケート調査等を通じて貴重なご意見・ご提言をいただきました多くの市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和4年3月

枕崎市長 前田 祝成

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の目的と法的根拠	2
3 地域福祉の考え方	3
4 社会福祉法の改正について	4
(1) 改正社会福祉法（平成29年法律第52号による改正後の社会福祉法）	4
(2) 市町村における包括的な支援体制の整備	5
(3) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項	6
5 計画の位置づけ	7
6 計画の期間	7
7 計画策定の経緯	8
(1) アンケート調査の実施	8
(2) 計画策定委員会の開催	8
第2章 枕崎市の現状と課題	9
1 統計データからみる本市の現状	9
(1) 人口	9
(2) 要介護認定者数の推移	11
(3) 障害者手帳所持者数の推移	12
(4) 高齢者の社会参加について	13
(5) 保育施設等及び子育て支援サービス利用者数の推移	13
(6) 母子世帯・父子世帯数の推移	14
(7) 生活保護世帯・人員の推移	14
(8) 虐待・DV・自殺の相談・通報件数	15
(9) ボランティア登録者数・団体数	15
2 アンケート調査からみる本市の現状	16
(1) 調査回答者について	16
(2) 調査結果（抜粋）	17
(3) 調査結果からみえる課題	31
3 本市の課題	33
(1) 地域福祉を支える担い手の減少	33
(2) 関係団体等の更なる連携の強化	33
(3) 時代に即した地域福祉の課題への対応	33
(4) 福祉に関する情報提供の充実	33
(5) 感染症リスクへの対応	33
第3章 計画の基本理念と基本目標	34
1 基本理念と基本目標	34
(1) 基本理念	34

(2) 基本目標	34
2 計画の体系	35
第4章 施策の展開	36
1 地域を支える仕組みをつくる（基本目標1）	36
1 - 1 福祉サービスの充実	36
1 - 2 地域の包括的支援体制の確立	38
1 - 3 相談支援体制の整備	40
1 - 4 地域福祉を担う専門的人材の確保・育成	41
2 地域で支え合う仕組みをつくる（基本目標2）	43
2 - 1 住民主体の支え合いの地域づくり	43
2 - 2 健康・生きがいづくり	44
2 - 3 「福祉のこころ」のはぐくみ	46
2 - 4 地域活動の参加者や担い手（リーダー）の確保・育成	47
3 支援を必要とする人とつながる仕組みをつくる（基本目標3）	49
3 - 1 災害時の避難支援体制づくりの推進	49
3 - 2 権利擁護支援の充実	50
3 - 3 生活に困難を抱えている人の自立支援	52
3 - 4 虐待の防止及び適切な対応の推進	54
3 - 5 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現	55
第5章 計画の推進	60
1 主体ごとの役割	60
2 計画の進行管理及び点検	61
3 住民の参加促進	61
4 計画の広報	61
5 計画の評価指標	62
資料編	63
1 地域福祉計画策定委員会設置要綱	63
2 地域福祉計画策定委員名簿	65
3 用語集	66

第1章 計画の基本的事項

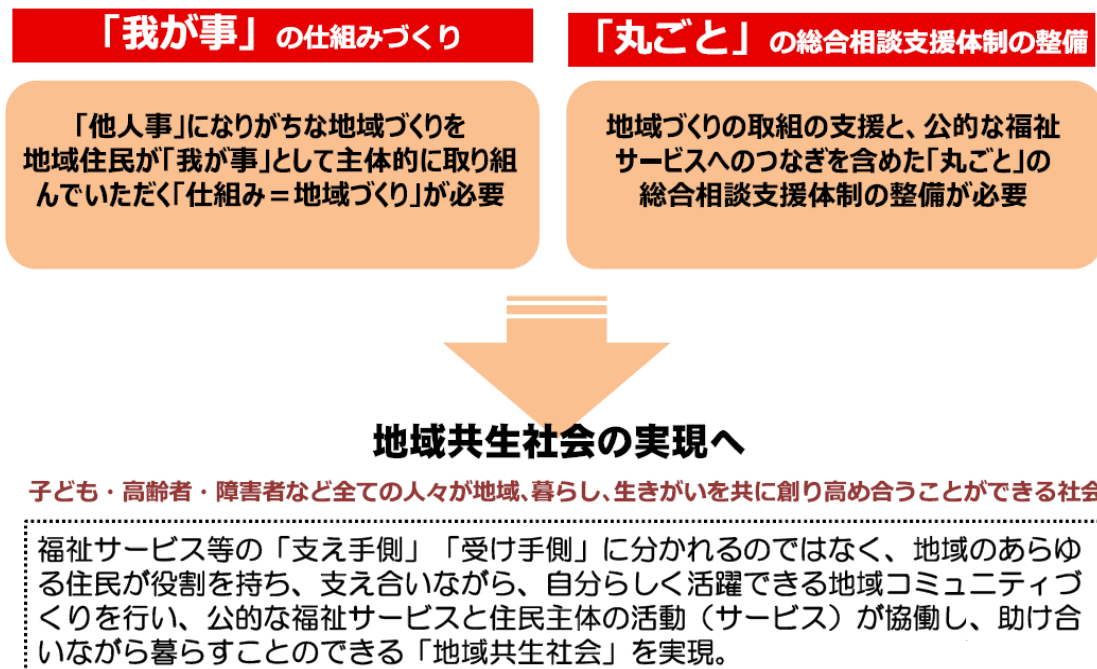
1 計画策定の趣旨

令和2年の国勢調査によると、枕崎市(以下「本市」といいます。)の総人口は20,033人、うち65歳以上の高齢者数は8,208人(高齢化率41.0%)となっています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると令和22年(2040年)には、総人口は13,265人、うち65歳以上の高齢者数は6,404人(高齢化率48.3%)となることが見込まれ、今後、医療や介護のニーズが増大することが予想されます。

また、地域社会では、核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化等を背景とした子育て家庭や高齢者等の孤立の問題、高齢者や児童、障害のある人への虐待等の問題に加え、高齢の親と働いていない独身の子どもとの同居、介護と育児に同時に直面するダブルケア、複合的な問題を抱えた生活困窮者等、新たな問題が生じています。

このような拡大、多様化する福祉ニーズに対応するためには、地域住民が地域の課題を「我が事」として捉え、解決していく意識とともに、市、社会福祉協議会、地域住民、関係機関等の協働により包括的に支援していく体制の整備が重要となっています。

こうした状況を踏まえ、更なる地域福祉推進の充実を図るため、「枕崎市地域福祉計画」を策定します。



地域共生社会とは

- 制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいいます。



※厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）の資料を基に作成

2 計画の目的と法的根拠

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

根拠法	社会福祉法 第 107 条
内 容	地域福祉を推進する上で基礎となる理念や仕組みを示す基本計画
所 管	枕崎市

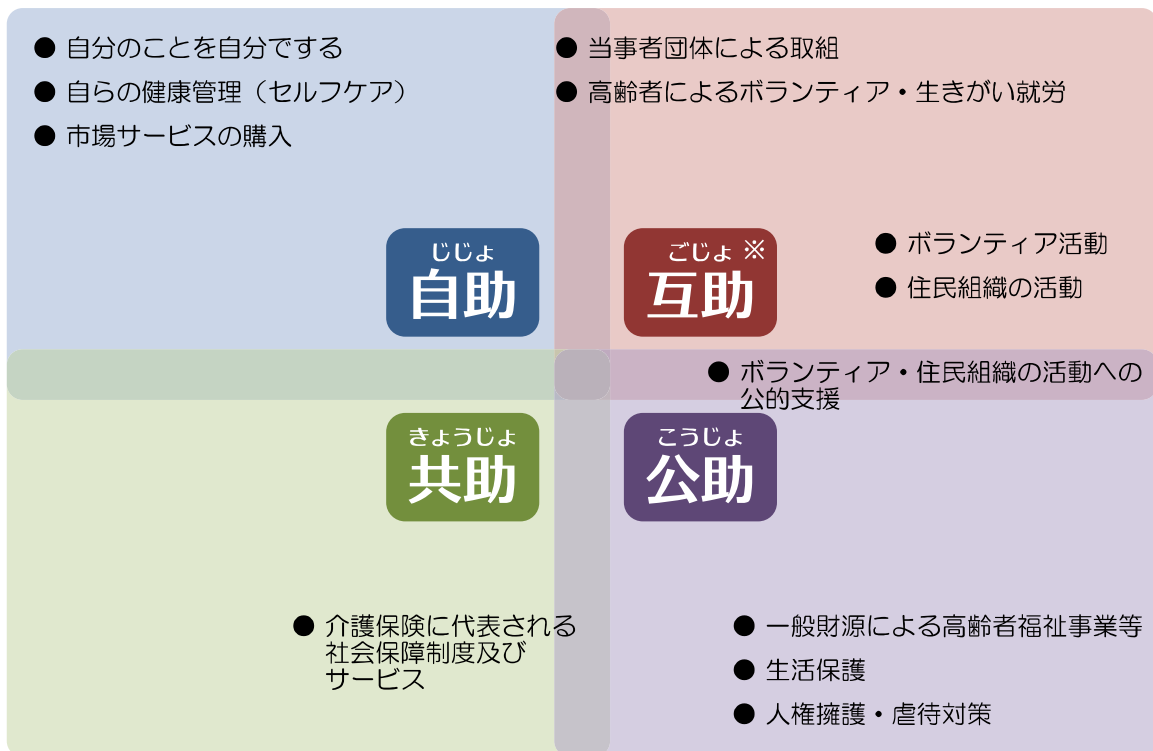
3 地域福祉の考え方

地域福祉とは、すべての住民が、健康で、住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活が送れるよう、住民自らが地域の生活課題を発見し、その解決に取り組むとともに、地域で支え合い、助け合う関係や仕組みを築いていくことです。

住民、地域の活動団体、民生委員・児童委員、事業者、社会福祉協議会、市など、地域のあらゆる主体の協働による、地域福祉の推進における概念である「自助」「互助」「共助」「公助」を、本計画では次のように定義します。

「自助」「互助」「共助」「公助」の定義

分 類	定 義
自 助	自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診（健診）を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった、自発的に生活課題を解決する力。
互 助※	家族、友人、クラブ活動仲間など、個人的な関係性を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題を、お互いが解決し合う力。また、それらの活動を発展させると、地域住民や NPO（非営利団体）などによる、ボランティア活動や、システム化された支援活動となる。
共 助	制度化された、相互扶助。社会保険制度、医療や年金、介護保険など。
公 助	自助・互助・共助でも支えることができない問題に対して、最終的に対応する制度。例えば、生活困窮に対する生活保護や、虐待問題に対する虐待防止法などが該当する。



※従前、このような活動を「共助」と定義していましたが、本計画では国の地域包括ケアシステムのあり方において示された定義に合わせ、「互助」としました。

4 社会福祉法の改正について

(1) 改正社会福祉法（平成29年法律第52号による改正後の社会福祉法）

平成29（2017）年6月公布の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29（2017）年法律第52号）」により、社会福祉法の一部改正が行われました（平成30（2018）年4月1日施行）。

改正社会福祉法では、市町村は、包括的な支援体制の整備（第106条の3）のほか、市町村地域福祉計画の策定（第107条）に努めるものとされています。

社会福祉法（抄）
第百六条の三 市町村は、（中略）次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、（中略）その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、（中略）支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策 三 （中略）生活困窮者自立支援事業を行う者その他の支援関係機関が、（中略）その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策 2 厚生労働大臣は、（中略）前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

第106条の3第2項に基づく指針については、国の地域力強化検討会の中間取りまとめにおける、地域づくりの3つの方向性を骨格として、最終取りまとめの内容を踏まえたものになるとされています。

地域づくりの3つの方向性「互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成」
①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりに広がる地域づくり ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで、様々な取組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり ③「一人の課題から」、地域住民と関係機関（専門職）が一緒になって解決するプロセスを繰り返して気付きと学びが促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくり

[出典] 地域力強化検討会「最終とりまとめ」(平成29年9月12日)

このほか、地域福祉に関連する事項として、国では生活困窮者自立支援法（平成27（2015）年4月施行）の地域福祉計画への反映、重要な担い手である地区民生委員・児童委員の活動環境の整備を推進することとしています。

また、平成28（2016）年4月に成立した「成年後見制度利用促進法（成年後見制度の利用の促進に関する法律）」では、市町村は「成年後見制度利用促進計画」の策定が努力義務化されました。

（２）市町村における包括的な支援体制の整備

改正社会福祉法第 106 条の 3 に基づく「包括的な支援体制の整備」が求められる現状と課題及び体制整備の考え方として、次のような内容が示されています。

① 地域福祉をめぐる現状と課題

●世帯の複合課題

- ・ 高齢の親と働いていない独身の 50 歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050」）
- ・ 介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）
- ・ 障害児の親が高齢化し介護を要する世帯
- ・ 様々な課題が複合して生活が困窮している世帯

●制度の狭間にある課題

- ・ 制度の対象外、基準外、一時的なケース

●自ら相談に行く力がない

- ・ 頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難
- ・ 社会的孤立・排除、一例である「ごみ屋敷」、地域住民から見ると「気づいていても何もできない」（見て見ぬふり）

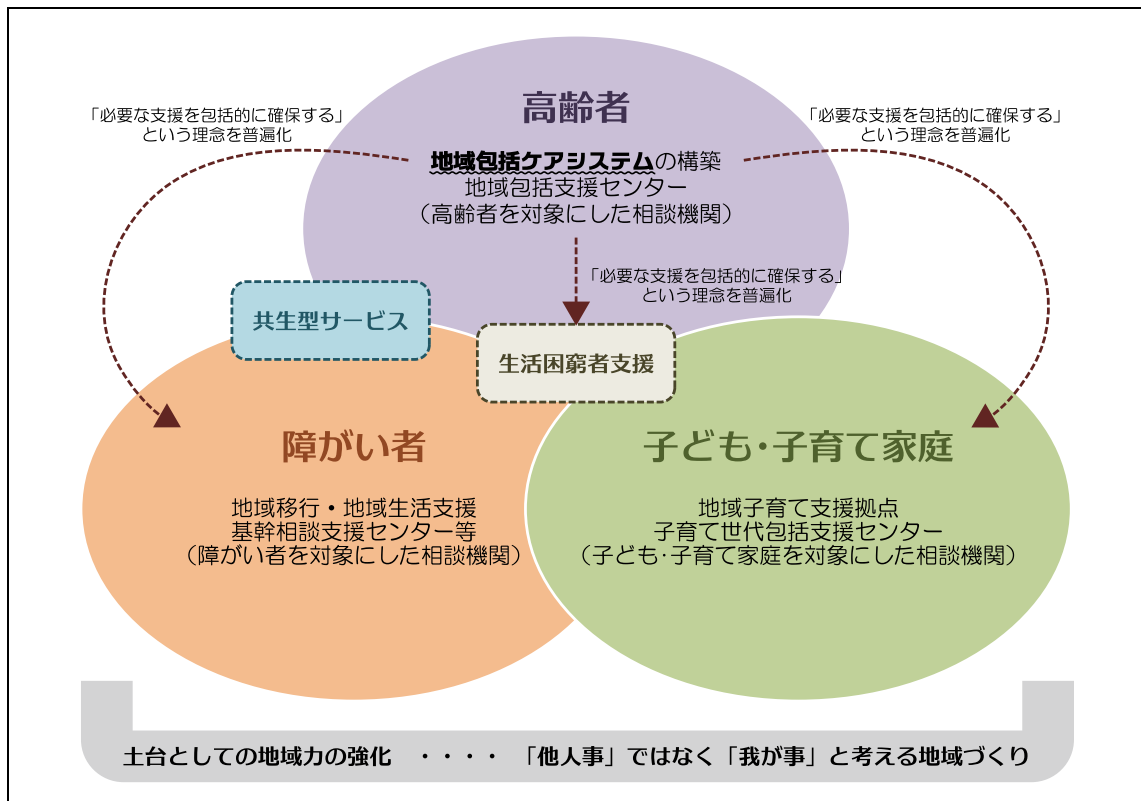
●地域の福祉力の脆弱化

- ・ 少子高齢・人口減少化の進行、自治会・町内会の加入率低下などによる地域で課題を解決していくという地域力の脆弱化

●新たな地域課題

- ・ 単身世帯の増加、賃貸住宅への入居時の保証の問題、入院時の対応や看取り、死亡後の対応など成年後見を含め新たな生活支援が必要

② 体制整備の考え方



(3) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

■ 福祉分野の「上位計画」としての位置付け

現状は、高齢者、障害者、子ども・子育てといった対象ごとに計画が策定され、それぞれ根拠法が異なりますが、これらに共通する事項を市町村地域福祉計画に盛り込むことで関連する計画との調和を図り、かつ、福祉・保健・医療及び生活関連分野との連携を確保した福祉分野の「上位計画」として位置付けることで、制度の縦割りではない包括的な支援を推進することが求められています。

■ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項（改正社会福祉法による計画への追加記載事項）

改正社会福祉法により、市町村地域福祉計画に盛り込む事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」が加えられました。以下の①～⑯は、地域の実情に応じて追加することとされています。

地域の課題や資源の状況等に応じ、各福祉分野が連携して事業を行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が重要です。

<計画記載の事項例>

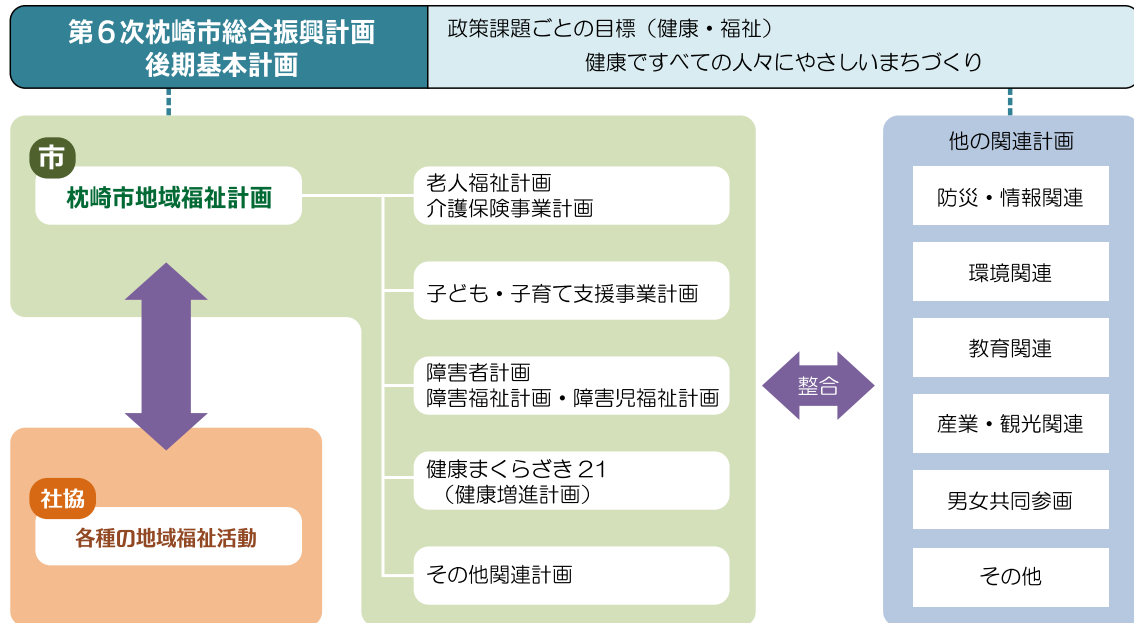
- | | |
|--|--|
| ① 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項 | ⑩ 高齢者や障害者、子どもに対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援の在り方 |
| ② 高齢、障害、子ども・子育てなどの各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項 | ⑪ 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方 |
| ③ 制度の狭間の問題への対応の在り方 | ⑫ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用 |
| ④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する相談者に対応できる体制 | ⑬ 「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との考え方・関係の整理 |
| ⑤ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービス等の展開 | ⑭ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起を視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進 |
| ⑥ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援の在り方 | ⑮ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制 |
| ⑦ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方 | ⑯ 役所内の全庁的な体制整備 |
| ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方 | |
| ⑨ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方 | |

■ 包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

- ① 地域住民が主体的に地域生活課題の把握・解決ができる環境・拠点の整備、関係機関ネットワークの構築 など
- ② 住民の身近な圏域において地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築

5 計画の位置づけ

本計画は、第6次枕崎市総合振興計画後期基本計画を上位計画とし、高齢者の福祉や介護、児童福祉や子育て支援、障害福祉等、他の福祉分野における行政計画及び他の関連計画との整合性、連携を図り、策定します。



6 計画の期間

本計画の対象期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)	令和 4 年度 (2022)	令和 5 年度 (2023)	令和 6 年度 (2024)	令和 7 年度 (2025)	令和 8 年度 (2026)	令和 9 年度 (2027)	
第 6 次枕崎市総合振興計画 (前期基本計画 H28 年度～)			第6次枕崎市総合振興計画 (後期基本計画)					第 7 次		
			枕崎市地域福祉計画						見直し	次期計画
老人福祉計画 介護保険事業計画 (第 7 期)			第 8 期			第 9 期			第 10 期	
子ども・子育て 支援事業計画 (第 1 期)		第 2 期				第 3 期				
障害福祉計画 (第 5 期) 障害児福祉計画 (第 1 期)			第 6 期 第 2 期			第 7 期 第 3 期			第 8 期 第 4 期	
健康まくらざき 21 (第 2 次)								第 3 次		

7 計画策定の経緯

(1) アンケート調査の実施

- 調査の目的 「地域福祉計画」策定の基礎資料として、複雑化・多様化する地域生活課題や地域活動の現状、また、市民の地域福祉に関する意識や要望・意見などを把握すること目的として実施。
- 調査対象者 : 枕崎市に住所を有する 18 歳以上の市民から無作為に抽出
- 調査期間 : 令和 3 年 7 月
- 調査方法 : 郵送配布・郵送回収

●回収結果	調査件数	回収数	回収率	有効回答数
	1,000	482	48.2%	482

(2) 計画策定委員会の開催

	期 日	議 題 (案)
第 1 回	令和 3 年 11 月 24 日	○地域福祉計画の概要について (計画策定の趣旨や期間、法的根拠等) ○アンケート調査結果の報告 ○計画骨子案について (計画の基本理念・基本目標、施策の方向性等)
第 2 回	令和 4 年 1 月 19 日	○地域福祉計画素案について (具体的な取組、成果指標について)
第 3 回	令和 4 年 3 月 16 日	○パブリックコメント結果の報告と対応について ○地域福祉計画案について

第2章 枕崎市の現状と課題

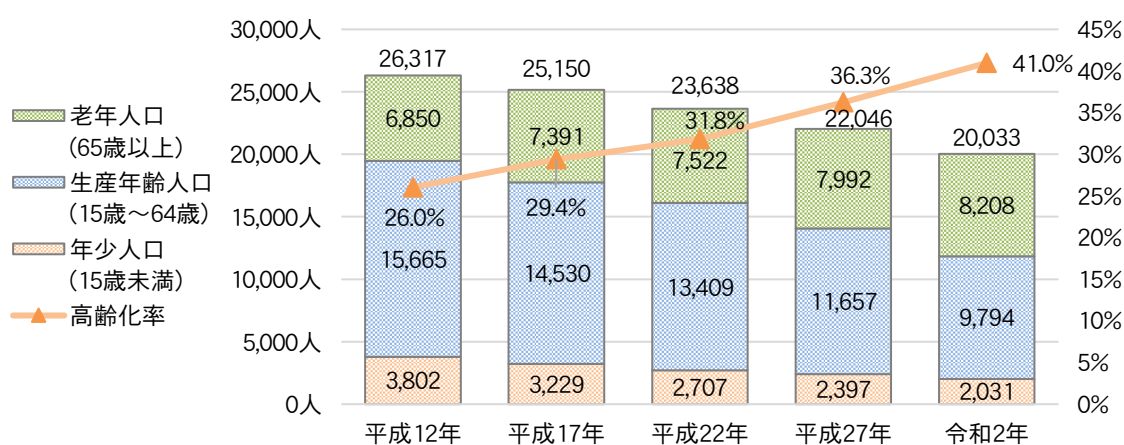
1 統計データからみる本市の現状

(1) 人口

①人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあります。平成12年と令和2年を比較すると、年少人口は1,771人、生産年齢人口は5,871人それぞれ減少しているのに対し、老年人口は1,358人増加しており、高齢化率は上昇しています。

図表：年齢3区分別人口及び高齢化率の推移

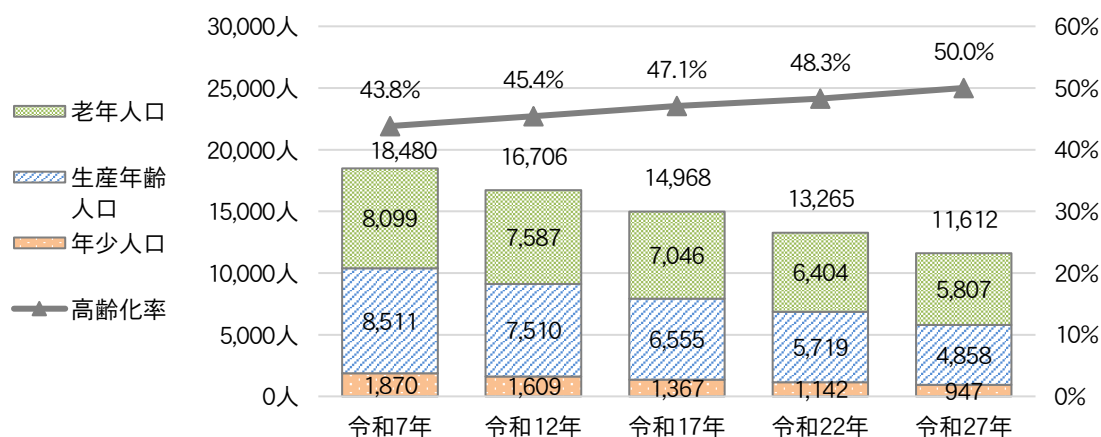


〔出典〕国勢調査結果（総務省統計局）

②人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口減少に伴う少子高齢化は進行し、令和27年には総人口が11,612人、高齢化率50.0%となる見込みです。

図表：将来推計人口（平成30（2018）年推計）



〔出典〕国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』

図表：他市町村との少子高齢化状況比較（令和2年）

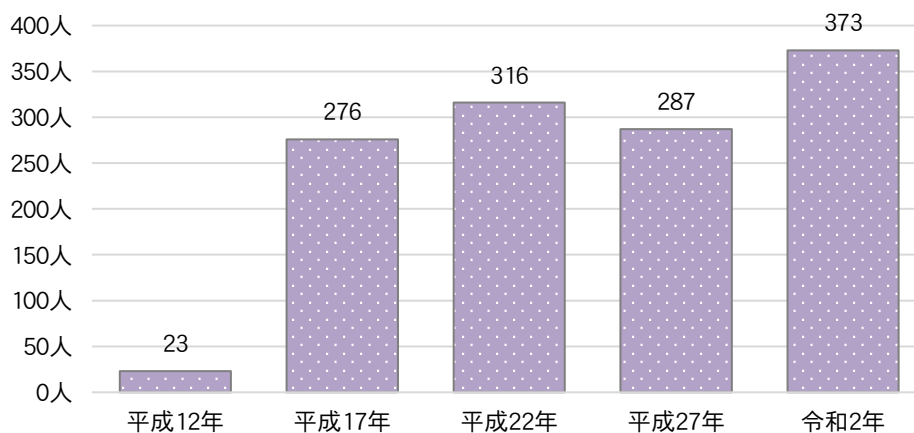


[出典] 国勢調査結果（総務省統計局）

③外国人人口の推移

外国人人口の推移をみると、平成 17 年に急増しており、令和 2 年は 373 人となっています。

図表：外国人人口の推移

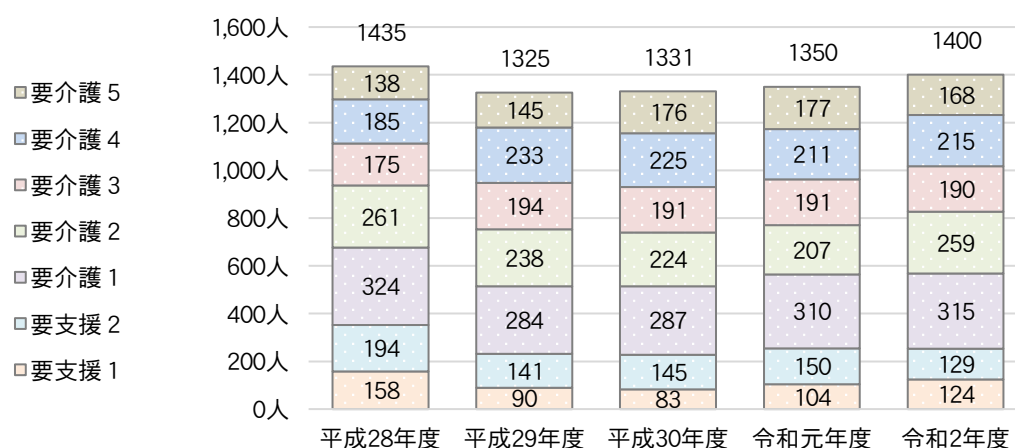


〔出典〕国勢調査結果（総務省統計局）

（２）要介護認定者数の推移

要介護認定者の推移をみると、平成 29 年度に減少したものの、平成 30 年度以降は増加傾向にあります。今後も、後期高齢者の増加等に伴い、要介護認定者の増加が予想されます。

図表：要介護認定者数の推移

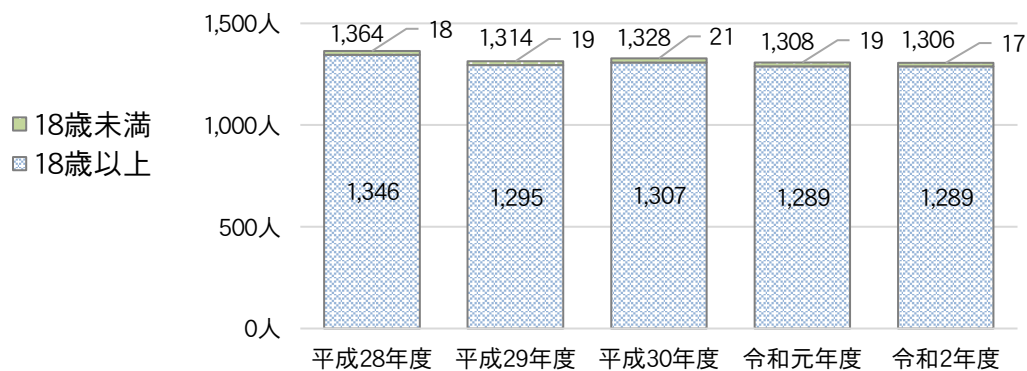


〔出典〕介護保険事業状況報告

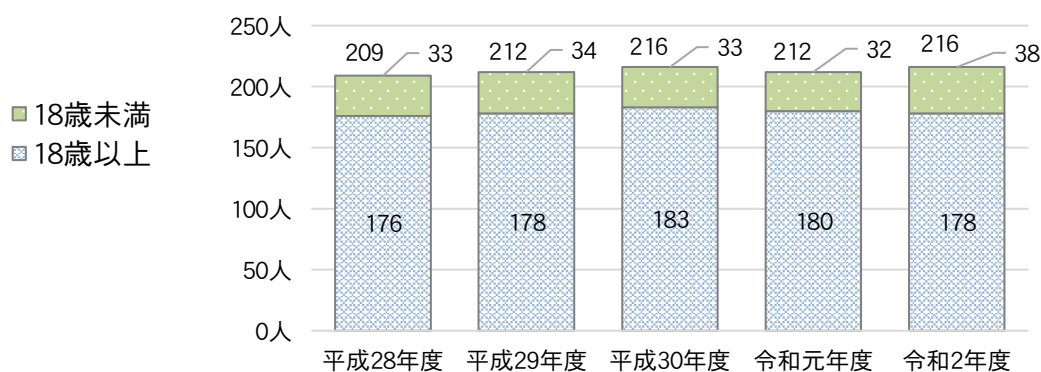
（３）障害者手帳所持者数の推移

各手帳所持者数の推移は以下のようになっています。

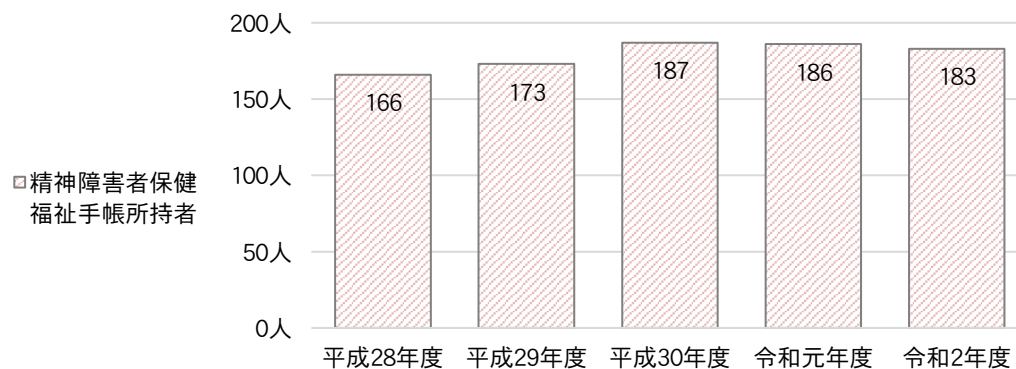
図表：身体障害者手帳所持者数の推移



図表：療育手帳所持者数の推移



図表：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



〔出典〕福祉課（各年３月３１日現在）

（４）高齢者の社会参加について

高齢者の主な社会参加の状況は下表の通りです。

図表：高齢者の社会参加の状況

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
老人クラブ団体数	30	29	29	29	29
老人クラブ加入者数	1,491	1,440	1,398	1,523	1,473
筋トレサロン参加者数(延べ人数)	15,959	15,150	13,966	11,742	8,281
登録者数	685	621	597	522	447
てげてげ広場参加者数(延べ人数)	2,234	4,481	5,977	7,171	5,453
登録者数	116	155	240	303	295
シルバー人材センター会員数	268	247	266	257	231
男性（65 歳以上）料理教室 参加人数（延べ人数）	405	373	407	415	270
老人クラブ等料理教室 参加人数（延べ人数）	111	102	119	119	0

〔出典〕福祉課

（５）保育施設等及び子育て支援サービス利用者数の推移

認可保育施設・幼稚園への入所状況をみると、減少傾向にあります。なお、認可保育施設の入所待ちをしている待機児童はいません。

図表：保育施設等及び子育て支援サービス利用者数の推移

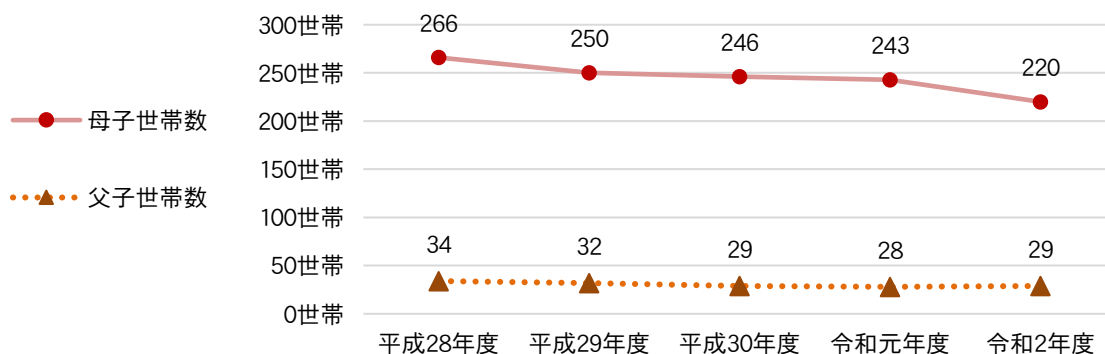
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
認可保育施設入所児童数	559	509	515	508	504
待機児童数	0	0	0	0	0
幼稚園入園児童数	139	168	170	132	139
放課後児童クラブ利用児童数	302	322	315	232	201
病児保育利用児童数（延べ人数）	205	200	309	339	193
ファミリー・サポート・センター 利用会員数	140	141	143	146	97
ファミリー・サポート・センター 提供会員数	35	35	36	36	35

〔出典〕福祉課（各年 3 月 31 日現在）

（６）母子世帯・父子世帯数の推移

母子世帯は減少傾向にあり、令和２年度は 220 世帯となっています。父子世帯については横ばいで推移しており、令和２年度は 29 世帯となっています。

図表：母子世帯・父子世帯数の推移

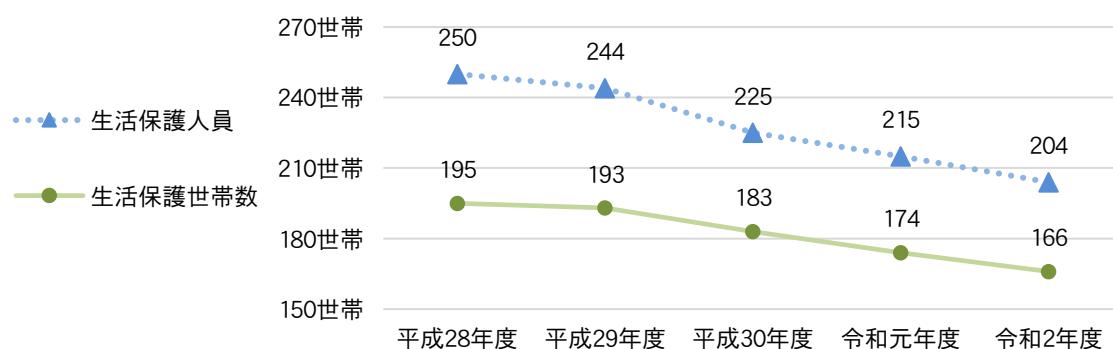


〔出典〕福祉課（各年３月３１日現在）

（７）生活保護世帯・人員の推移

生活保護世帯・人員は、減少傾向にあり、令和２年度は 166 世帯、生活保護人員は 204 人となっています。

図表：生活保護世帯・人員の推移



〔出典〕福祉課（各年３月３１日現在）

（８）虐待・DV・自殺の相談・通報件数

各年度の各種虐待などの通報・届出・相談件数は以下のようになっています。令和２年度は高齢者虐待相談・通報件数が６件、児童虐待相談・通報件数が１３件となっており、直近５年間でもっとも多くなっています。

図表：虐待・DV・自殺などの状況

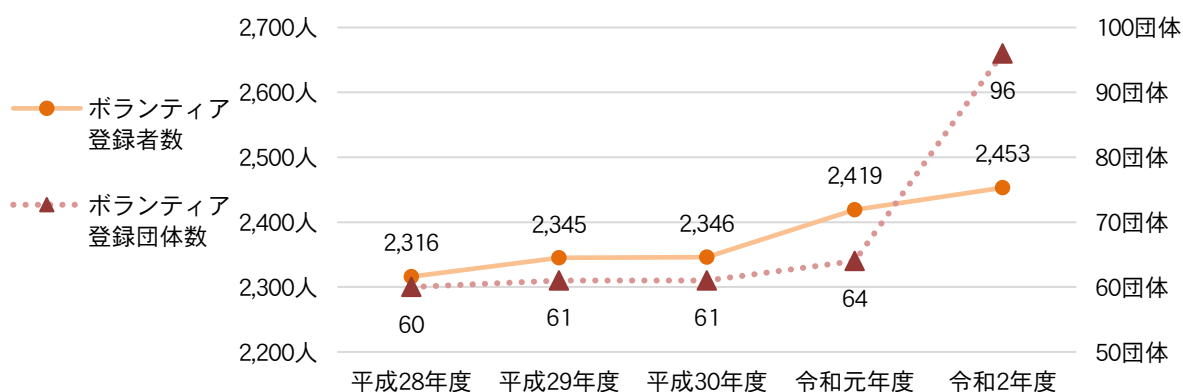
	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度
高齢者虐待相談・通報件数	0	2	0	0	6
障害者虐待相談・通報件数	0	0	0	0	0
児童虐待相談・通報件数	8	9	8	7	13
D V 相談・通報件数	3	6	6	4	5
自殺者数	5	4	5	4	6

[出典] 福祉課（各年３月３１日現在）

（９）ボランティア登録者数・団体数

ボランティア登録団体数・登録者はともに増加傾向にあり、令和２年度は９６団体、登録者数 2,453 人となっています。

図表：ボランティア登録者数・団体数の推移

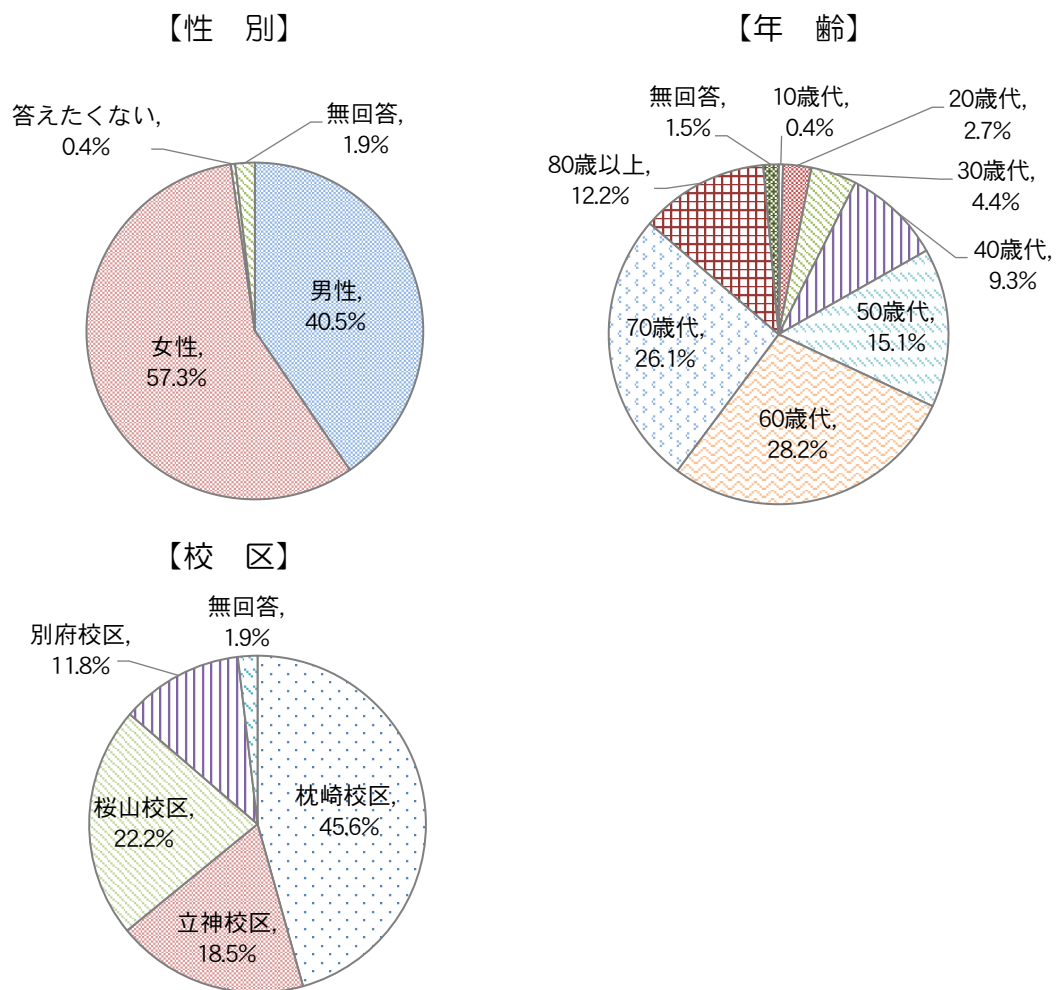


[出典] 企画調整課（各年３月３１日現在）

2 アンケート調査からみる本市の現状

(1) 調査回答者について

回答者の性別は、男性 40.5%、女性 57.3%となっています。年齢については、「60 歳代」が 28.2%と最も多く、次いで「70 歳代」が 26.1%、「50 歳代」が 15.1%となっています。また、住んでいる地域は、「枕崎校区」とした回答が 45.6%と最も多く、次いで「桜山校区」が 22.2%、「立神校区」が 18.5%、「別府校区」が 11.8%となっています。



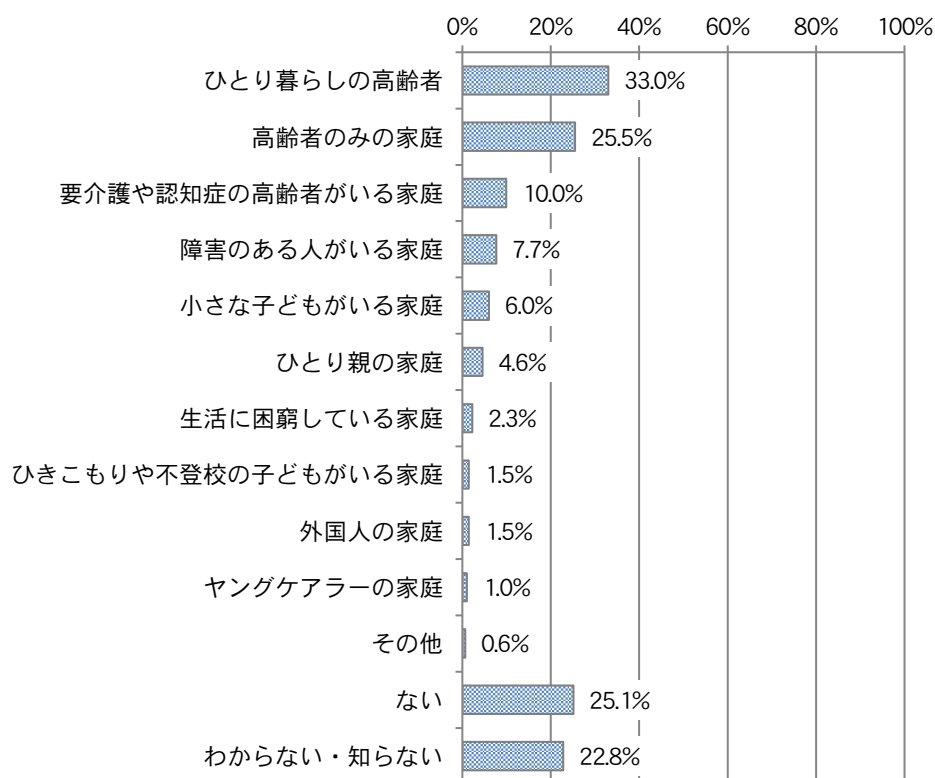
(2) 調査結果 (抜粋)

① 支援が必要と思われる家庭の有無について

隣近所に、周囲の人の手助けや協力・支援が必要だと思われるご家庭がありますか。

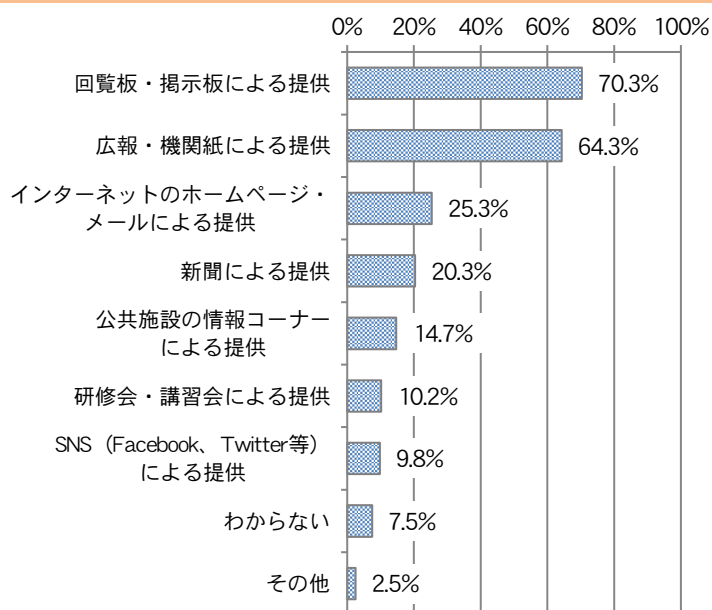
[複数回答]

「ひとり暮らしの高齢者」が33.0%と最も多く、次いで「高齢者のみの家庭」が25.5%となっています。また、「わからない・知らない」とした回答は22.8%となっています。



② 広報・啓発について

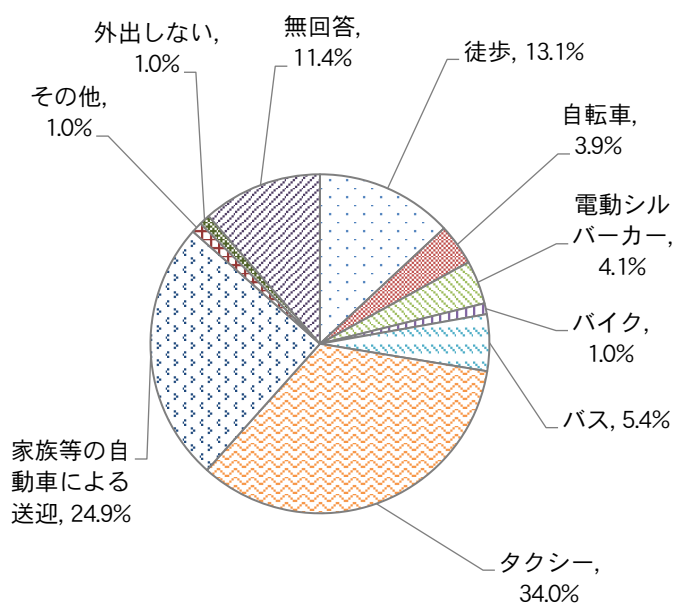
あなたは福祉に関する情報をどのように提供することがより効果的だと思いますか。
[複数回答]



「回覧板・掲示板による提供」が70.3%と最も多く、次いで「広報・機関紙による提供」が64.3%、「インターネットのホームページ・メールによる提供」が25.3%となっています。

③ 将来の移動手段について

将来あなたが車を運転できなくなった場合（運転免許のない方も含む）、外出時の主な交通手段として何を利用したいですか。[単数回答]

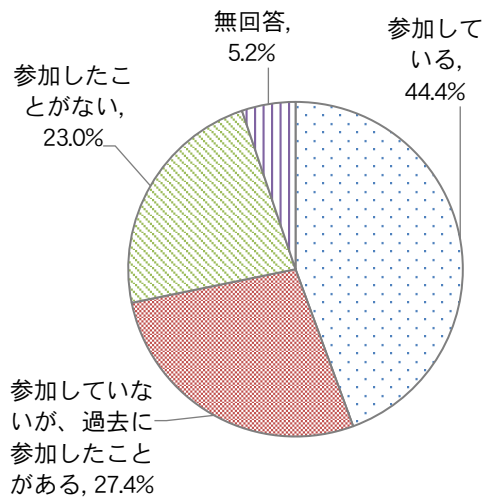


「タクシー」が34.0%と最も多く、次いで「家族等の自動車による送迎」が24.9%、「徒歩」が13.1%となっています。

④ 地域活動について

現在、自治会や子ども会、PTAなどの地域活動に参加していますか。[単数回答]

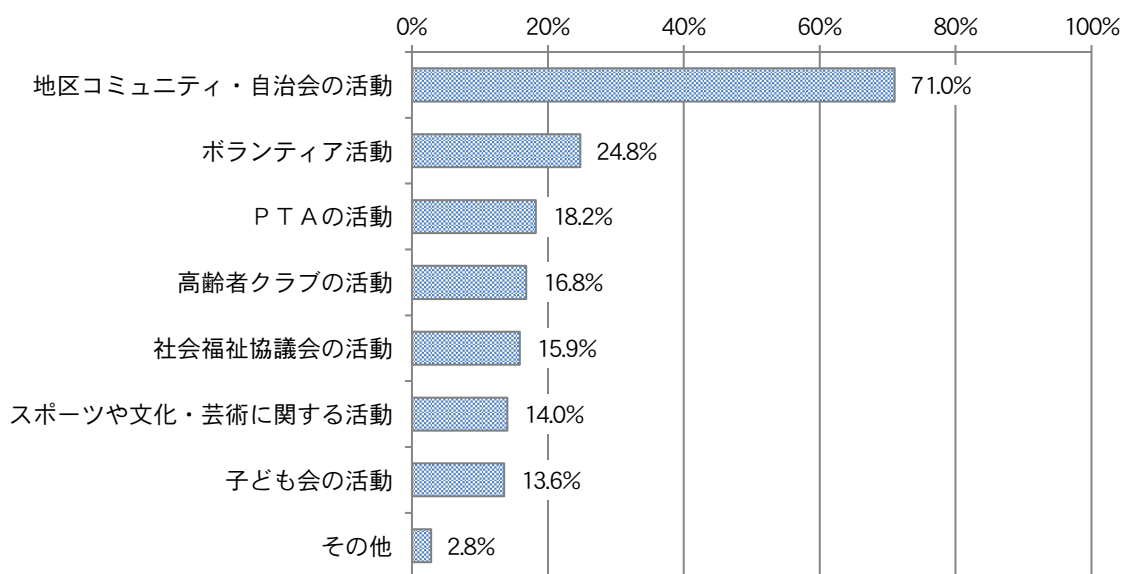
【参加状況】



「参加している」が44.4%、「参加していないが、過去に参加したことがある」が27.4%、「参加したことがない」が23.0%となっています。

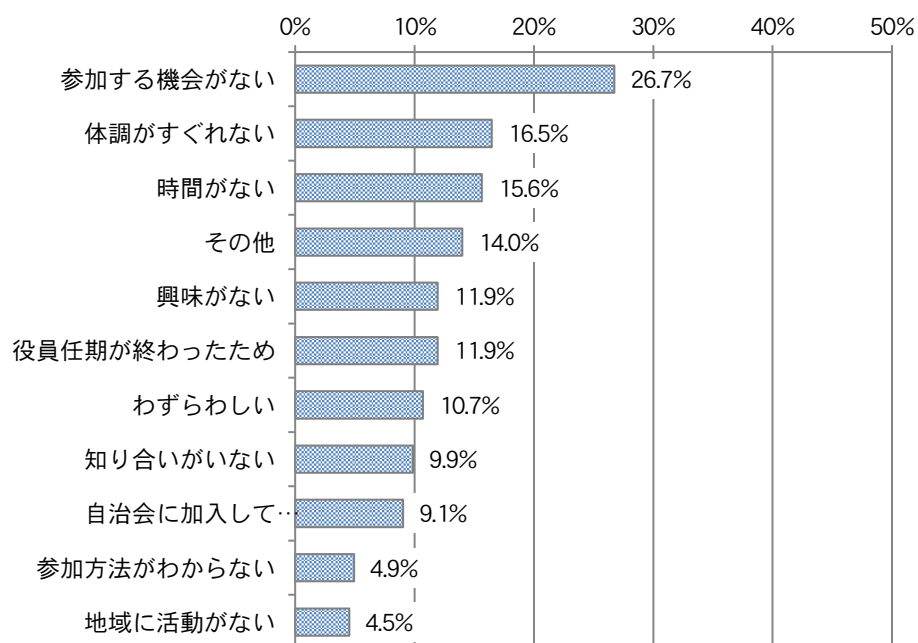
参加していると回答した方の活動内容は「地区コミュニティ・自治会の活動」が71.0%と最も多く、次いで「ボランティア活動」が24.8%、「PTAの活動」が18.2%となっています。

【活動内容】



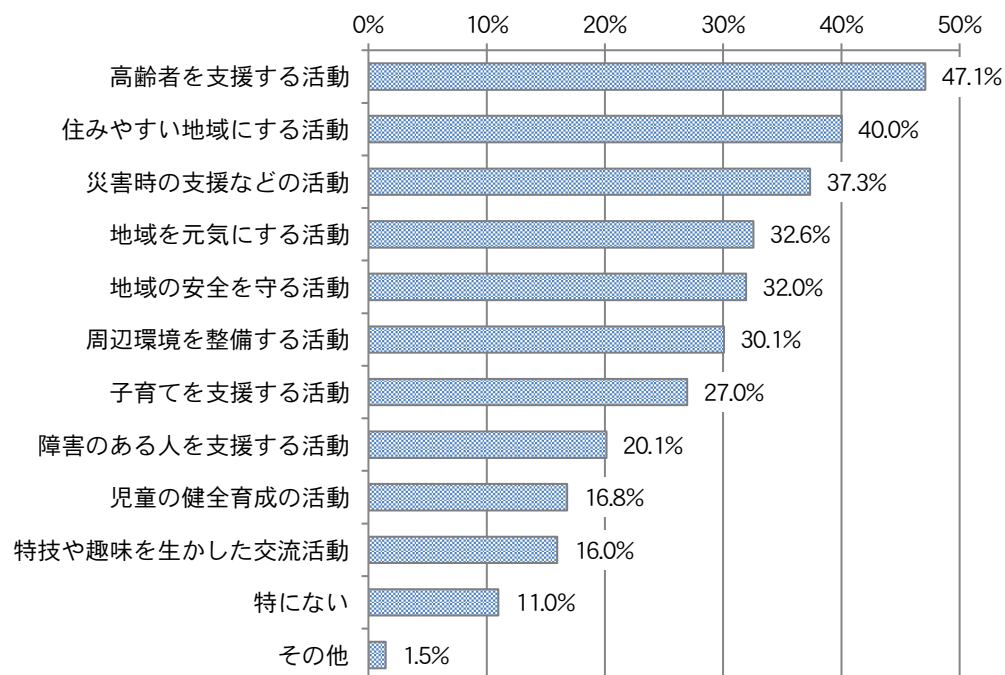
地域活動に「参加していないが、過去に参加したことがある」「参加したことがない」と答えた人におたずねします。現在参加していない理由は何ですか。〔複数回答〕

「参加する機会がない」が26.7%と最も多く、次いで「体調がすぐれない」が16.5%、「時間がない」が15.6%となっています。



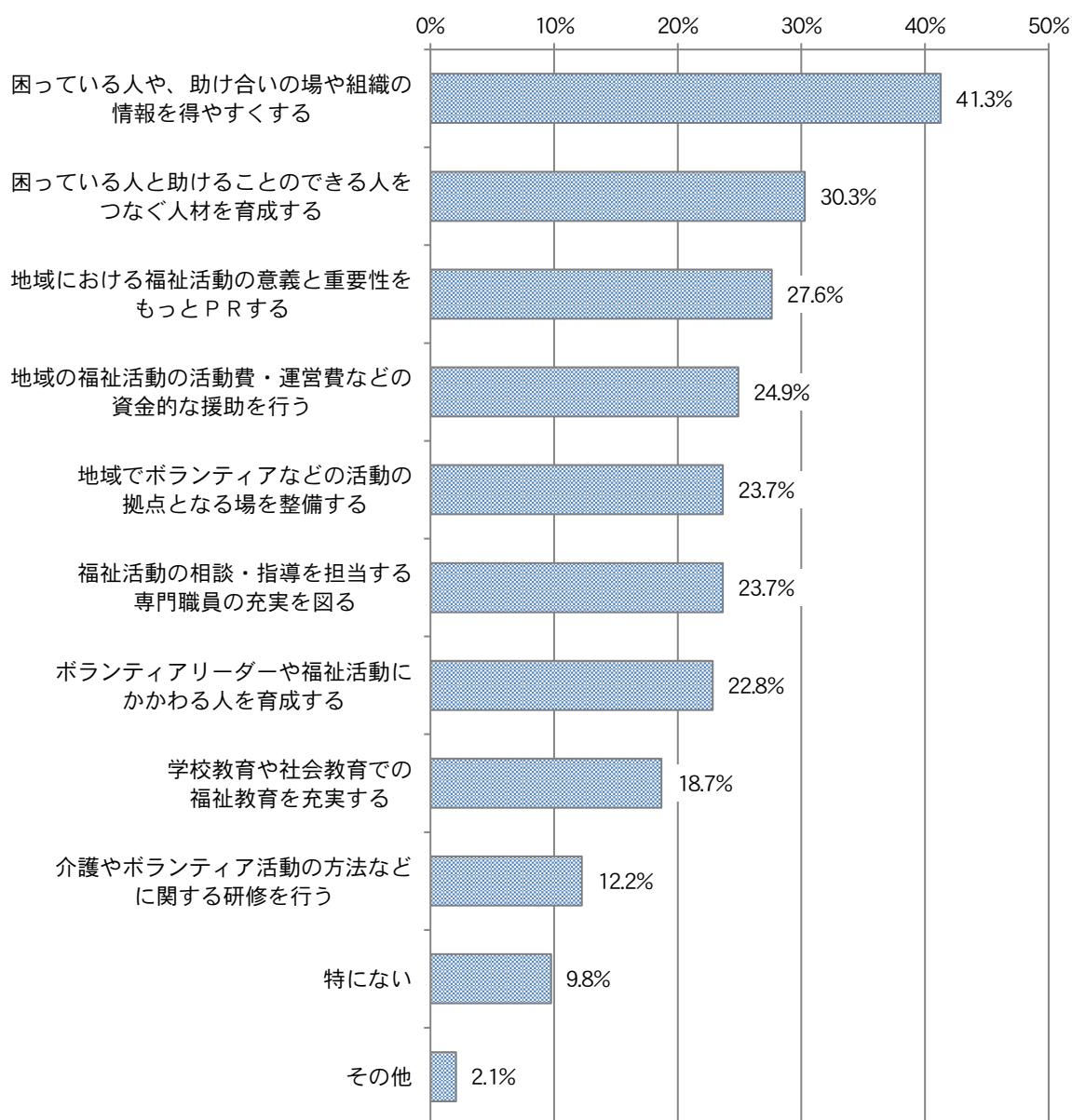
あなたの地域に今後どのような地域活動が必要だと思いますか。〔複数回答〕

「高齢者を支援する活動」が47.1%と最も多く、次いで「住みやすい地域にする活動」が40.0%、「災害時の支援などの活動」が37.3%となっています。



地域における助け合い、支えあい活動を活発にするためには、どのようなことが必要だと思いますか。〔複数回答〕

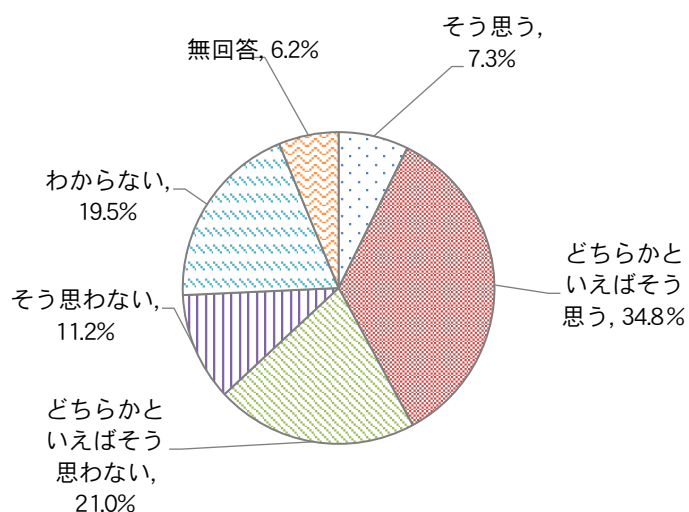
「困っている人や、助け合いの場や組織の情報を得やすくする」が41.3%と最も多く、次いで「困っている人と助けることのできる人をつなぐ人材を育成する」が30.3%、「地域における福祉活動の意義と重要性をもっとPRする」が27.6%となっています。



⑤ 地域や周辺的环境について

お住まいの地域や周辺的环境について、あてはまるものに○をつけてください。[単数回答]

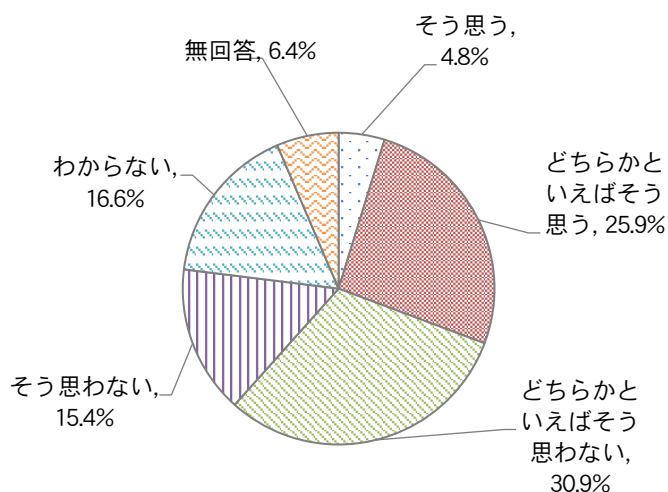
ア 子どもがいきいきと育つための環境が充実している



「どちらかといえばそう思う」とした回答が34.8%と最も多く、次いで「どちらかといえばそう思わない」が21.0%となっています。

子どもがいきいきと育つための環境が充実していると思っている割合（そう思う＋どちらかといえばそう思う）は42.1%、思っていない割合（そう思わない＋どちらかといえばそう思わない）は32.2%となっています。

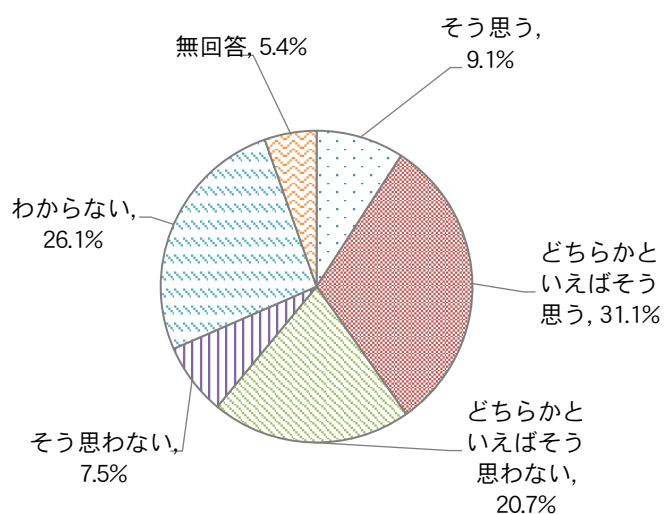
イ 若者や中高年の人が暮らしやすい環境が充実している



「どちらかといえばそう思わない」とした回答が30.9%と最も多く、次いで「どちらかといえばそう思う」が25.9%となっています。

若者や中高年の人が暮らしやすい環境が充実していると思っている割合（そう思う＋どちらかといえばそう思う）は30.7%、思っていない割合（そう思わない＋どちらかといえばそう思わない）は46.3%となっています。

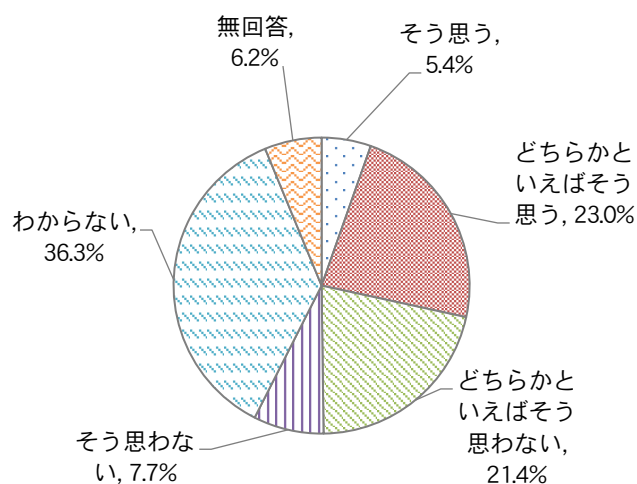
ウ 高齢者に対する福祉サービスが充実している



「どちらかといえばそう思う」とした回答が31.1%と最も多く、次いで「わからない」が26.1%となっています。

高齢者に対する福祉サービスが充実していると思っている割合（そう思う＋どちらかといえばそう思う）は40.2%、思っていない割合（そう思わない＋どちらかといえばそう思わない）は28.2%となっています。

エ 障害のある人に対する福祉サービスが充実している



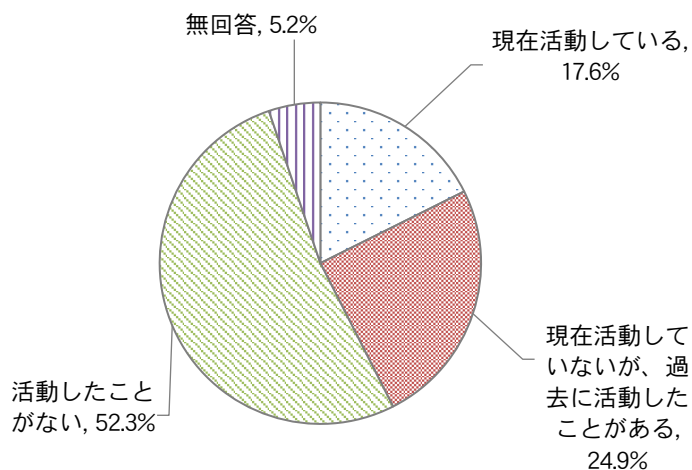
「わからない」とした回答が36.3%で最も多く、次いで「どちらかといえばそう思う」が23.0%となっています。

障害のある人に対する福祉サービスが充実していると思っている割合（そう思う＋どちらかといえばそう思う）は28.4%、思っていない割合（そう思わない＋どちらかといえばそう思わない）は29.1%となっています。

⑥ ボランティア活動について

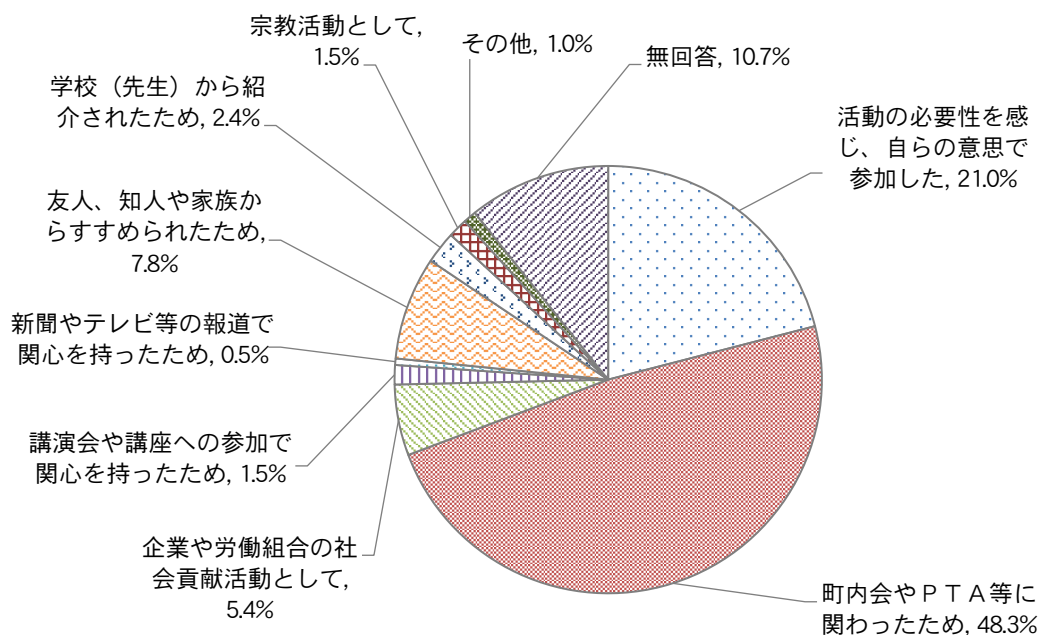
ボランティア活動の経験について、おたずねします。[単数回答]

【活動経験】



「現在活動している」が17.6%、「現在活動していないが、過去に活動したことがある」が24.9%、「活動したことがない」が52.3%となっています。

【参加のきっかけ】

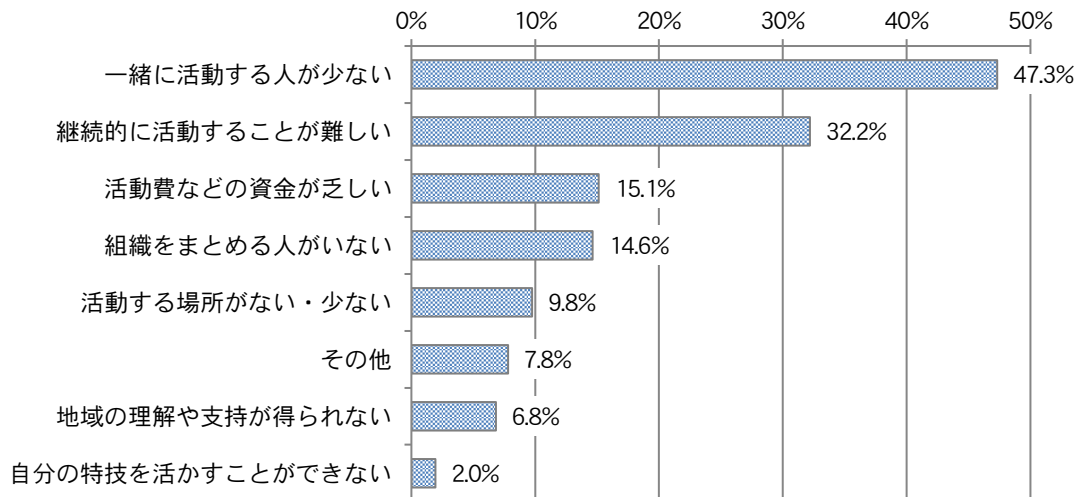


ボランティア活動へ参加した主なきっかけとして、「町内会やPTA等に関わったため」が48.3%と最も多く、次いで「活動の必要性を感じ、自らの意思で参加した」が21.0%、「友人、知人や家族からすすめられたため」が7.8%となっています。

「現在活動している」「現在活動していないが、過去に活動したことがある」と答えた人におたずねします。活動の中で困ったこと、苦労したことはありますか。

[複数回答]

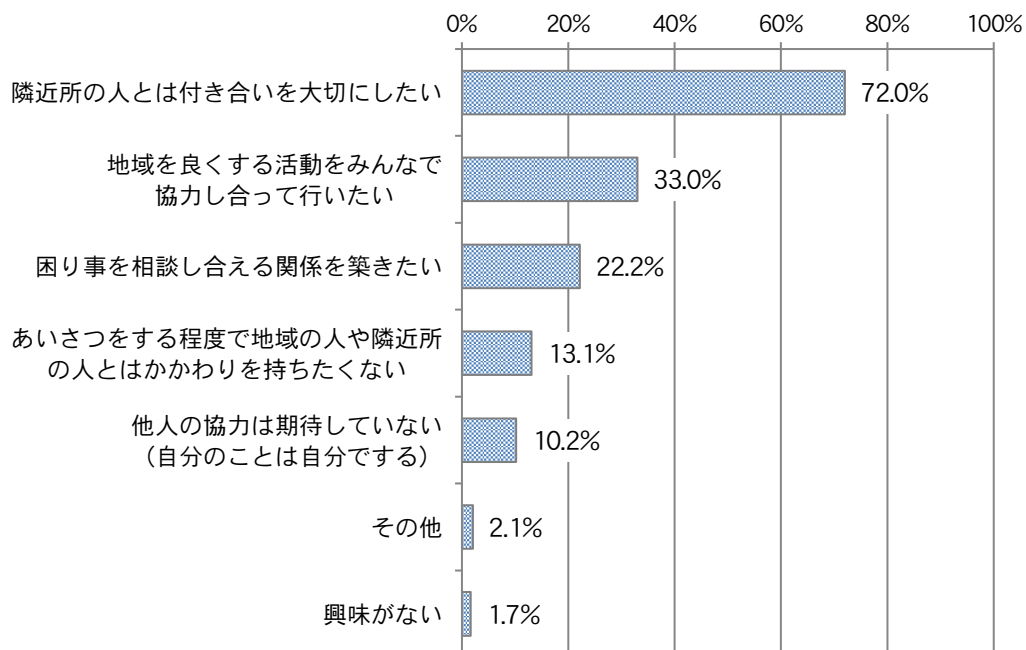
「一緒に活動する人が少ない」が47.3%と最も多く、次いで「継続的に活動することが難しい」が32.2%、「活動費などの資金が乏しい」が15.1%となっています。



⑦ 地域のつながりについて

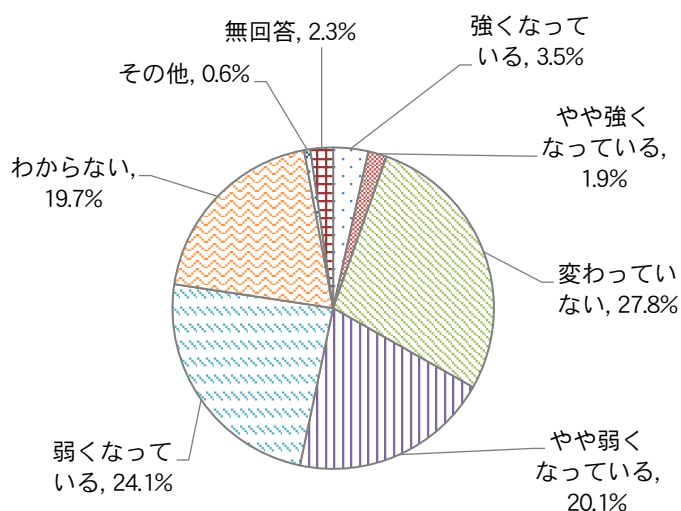
あなたは、近所づきあいについてどのように考えていますか。[複数回答]

「隣近所の人とは付き合いを大切にしたい」が72.0%と最も多く、次いで「地域を良くする活動をみんなで協力し合って行いたい」が33.0%、「困り事を相談し合える関係を築きたい」が22.2%となっています。



今住んでいる地域のつながりが、以前と比べてどのようになっていると感じますか。

[単数回答]

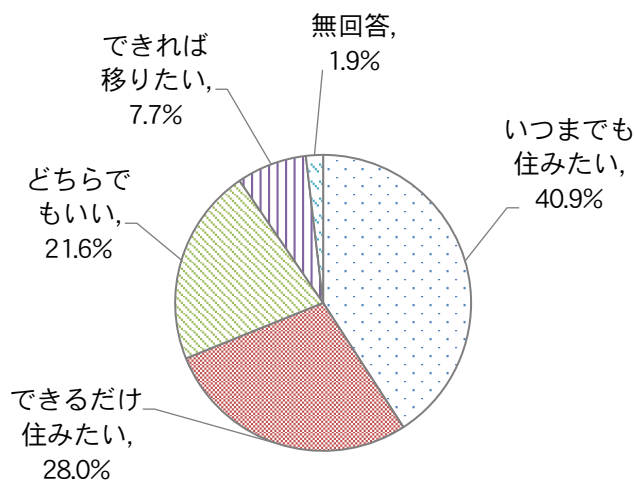


「変わっていない」が27.8%と最も多く、次いで「弱くなっている」が24.1%、「やや弱くなっている」が20.1%となっています。

地域のつながりが強くなっていると感じている割合（強くなっている＋やや強くなっている）は5.4%、弱くなっていると感じている（弱くなっている＋やや弱くなっている）は44.2%となっています。

あなたはずっと枕崎市に住みたいですか。それとも別の場所に移りたいですか。

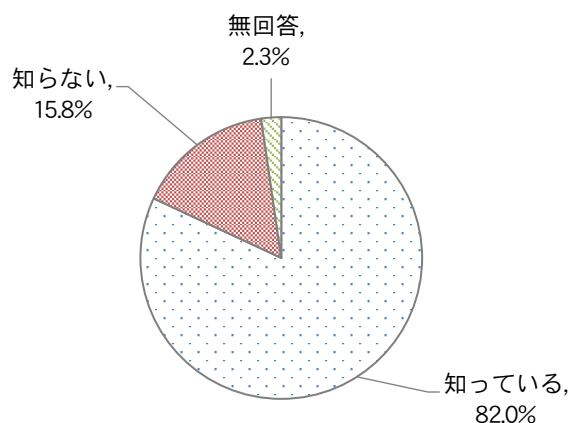
[単数回答]



「いつまでも住みたい」が40.9%と最も多く、次いで「できるだけ住みたい」が28.0%、「どちらでもいい」が21.6%となっています。

⑧ 災害対策について

災害発生時の避難場所について、どこに避難するかご存知ですか。 [単数回答]

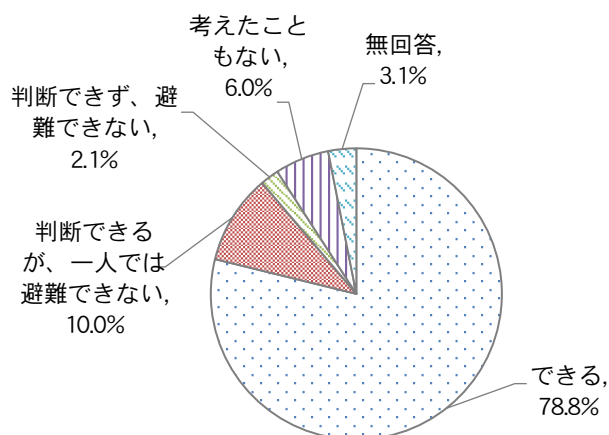


「知っている」が 82.0%、「知らない」が 15.8%となっています。

災害発生時に、緊急性を判断し、避難場所まで1人で避難することができますか。

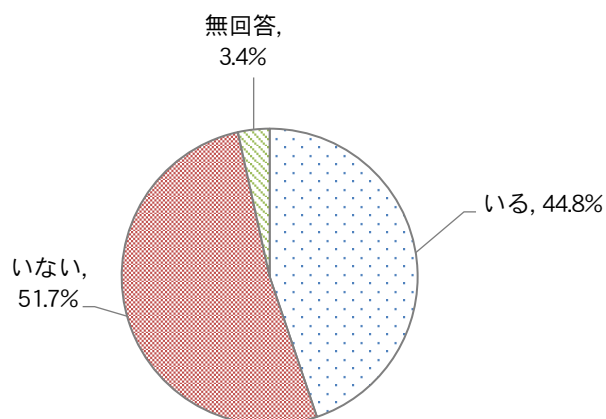
[単数回答]

【災害発生時の避難】



「できる」が 78.8%、「判断できるが、一人では避難できない」が 10.0%、「判断できず、避難できない」が 2.1%となっています。

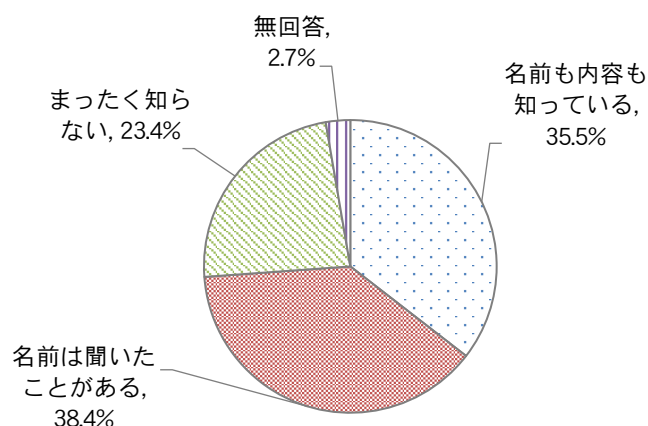
【災害発生時の支援者】



「判断できるが、一人では避難できない」「判断できず、避難できない」と答えた方のうち、51.7%の方が、災害発生時における避難の支援を頼める人が近所にいないと回答しています。

⑨ 成年後見制度について

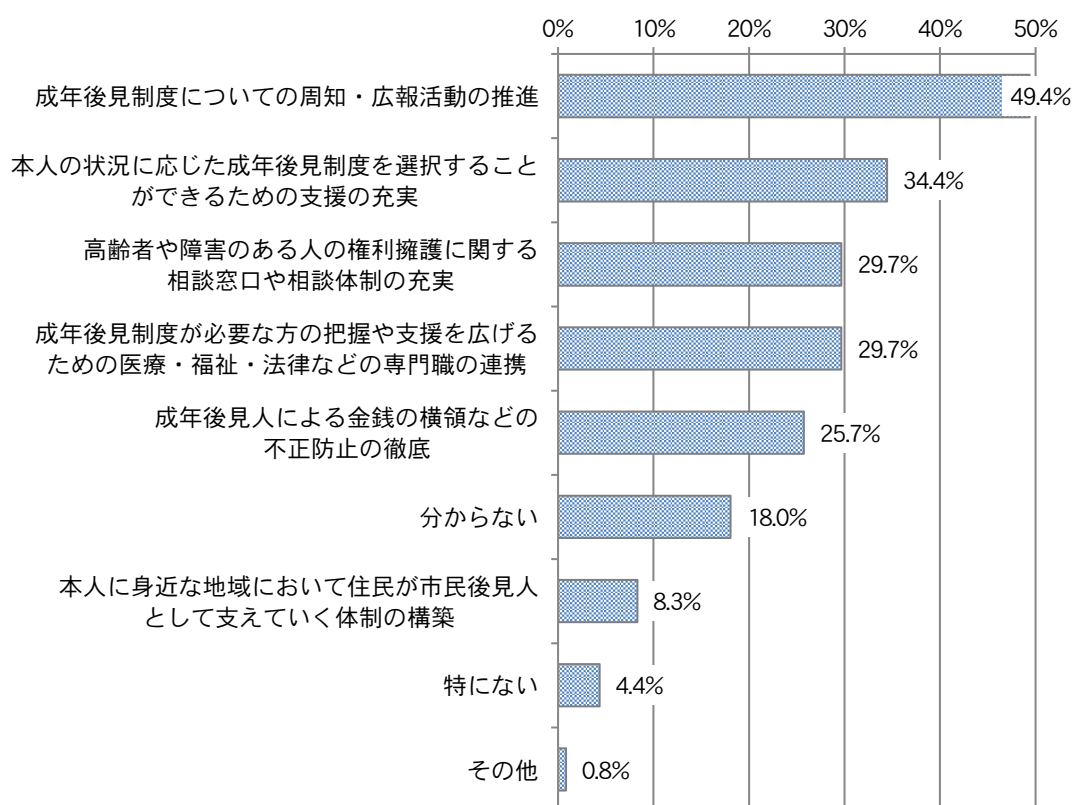
成年後見制度を知っていますか。 [単数回答]



「名前も内容も知っている」が 35.5%、「名前は聞いたことがある」が 38.4%、「まったく知らない」が 23.4%となっています。

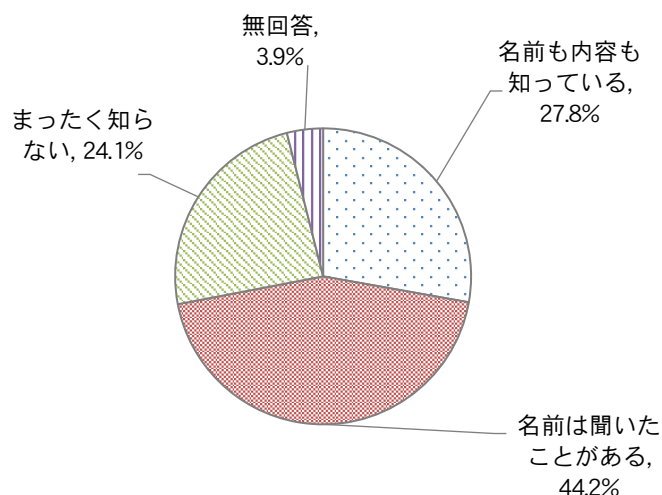
成年後見制度の利用促進・充実を図るために県や市はどのようなことに力を入れていくべきだと思いますか。 [複数回答]

「成年後見制度についての周知・広報活動の推進」が 49.4%と最も多く、次いで「本人の状況に応じた成年後見制度を選択することができるための支援の充実」が 34.4%、「高齢者や障害のある人の権利擁護に関する相談窓口や相談体制の充実」と「成年後見制度が必要な方の把握や支援を広げるための医療・福祉・法律などの専門職の連携」が 29.7%となっています。



⑩ 生活困窮者自立支援制度について

生活困窮者自立支援制度を知っていますか。 [単数回答]

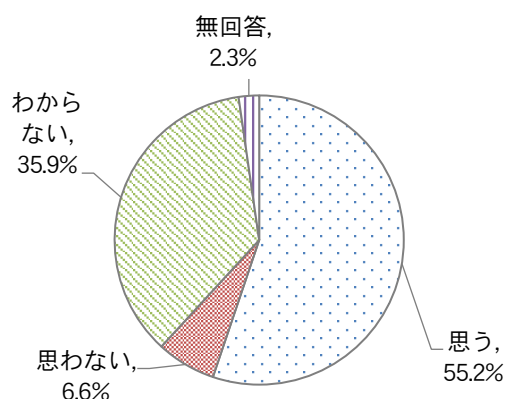


「名前も内容も知っている」が27.8%、「名前は聞いたことがある」が44.2%、「まったく知らない」が24.1%となっています。

自分自身が生活困窮に陥ったとき、自ら専門の相談窓口へ相談しようと思いますか。

[単数回答]

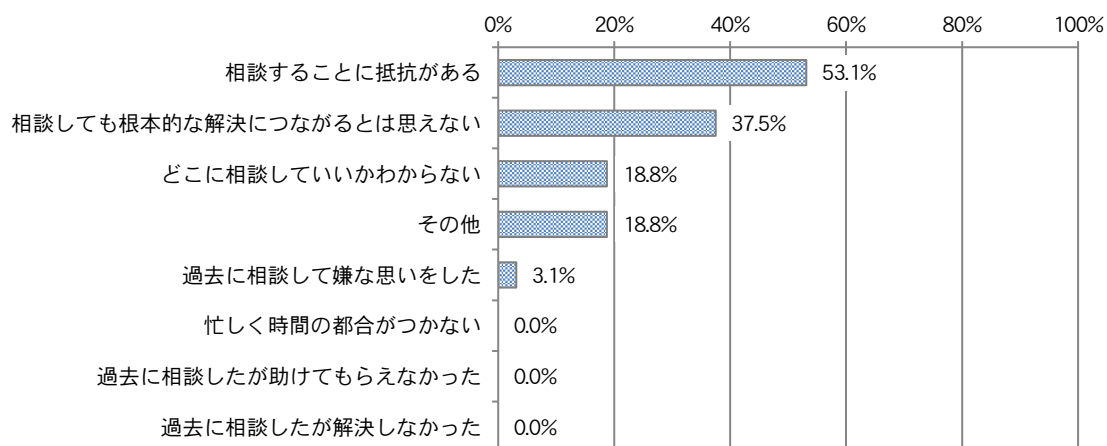
【相談意向】



「思う」が55.2%、「思わない」が6.6%、「わからない」が35.9%となっています。

相談窓口へ相談しようとして「思わない」と回答された方の理由としては、「相談することに抵抗がある」が53.1%と最も多く、次いで「相談しても根本的な解決につながるとは思えない」が37.5%、「どこに相談していいかわからない」と「その他」が18.8%となっています。

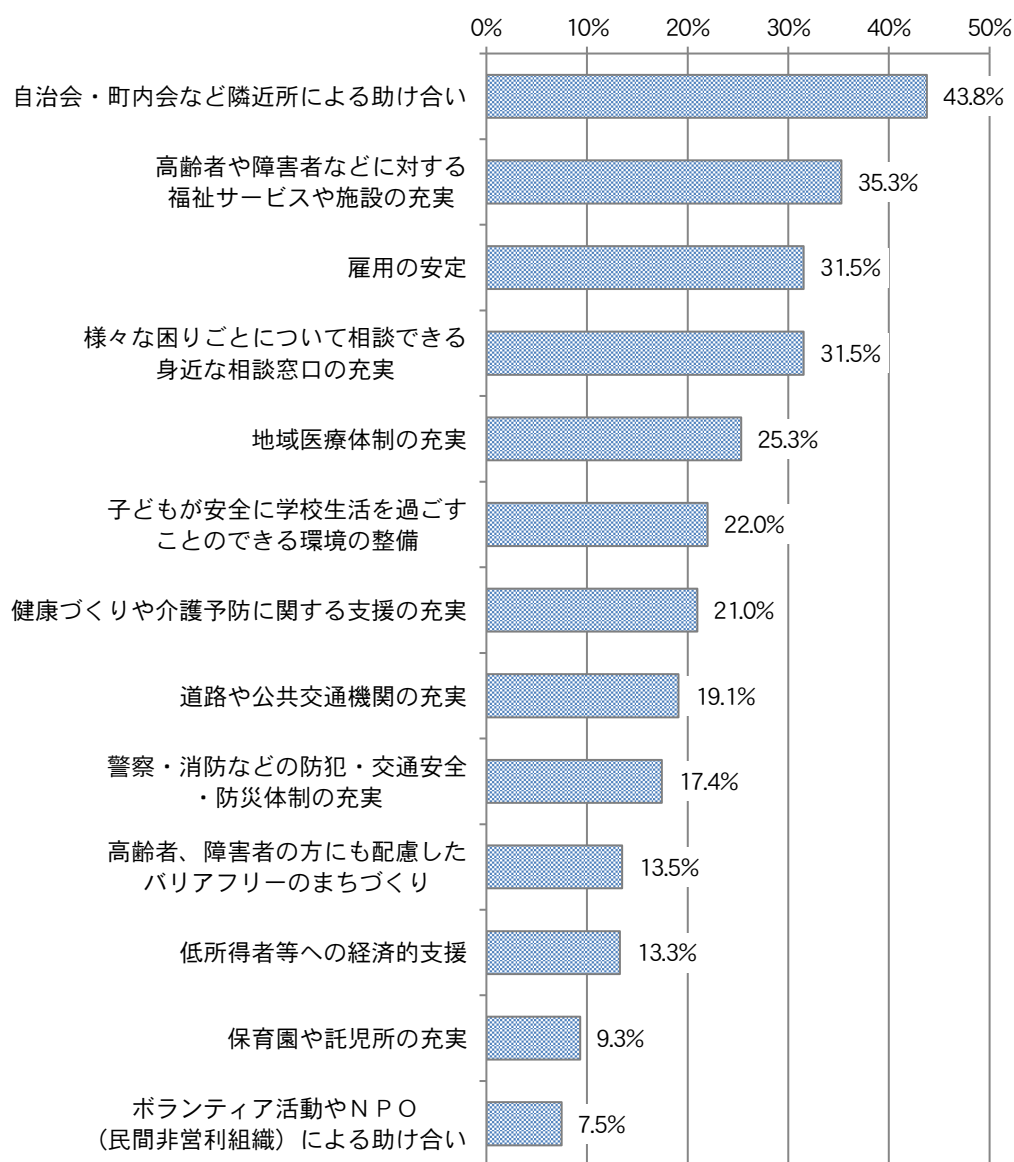
【相談しない理由】



⑪ 重要だと思う取組について

「すべての住民が住み慣れた地域で安心して生活できるまち」を実現するために、特に重要なことは何でしょうか。〔複数回答〕

「自治会・町内会など隣近所による助け合い」が43.8%と最も多く、次いで「高齢者や障害者などに対する福祉サービスや施設の充実」が35.3%、「雇用の安定」と「様々な困りごとについて相談できる身近な相談窓口の充実」が31.5%となっています。



(3) 調査結果からみえる課題

① 地域や周辺の環境について

居住している地域や周辺環境について、「子どもがいきいきと育つための環境が充実している」と回答した方が 42.1%、「若者や中高年の人が暮らしやすい環境が充実している」と回答した方が 30.7%、「高齢者に対する福祉サービスが充実している」と回答した方が 40.2%、「障害のある人に対する福祉サービスが充実している」と回答した方が 28.4%となっています。

ずっと枕崎市に住みたいかの問いに対しては、4割以上(40.9%)の方がいつまでも住みたいと回答しており、できるだけ住みたいとした回答(28.0%)をあわせると約7割の方が枕崎市での定住を希望しています。

今後も、多様化・複雑化した支援ニーズに即した、福祉サービスの充実を図り、市民にいつまでも住み続けたいと思ってもらえるまちづくりを進めていくことが必要です。

② 地域との関わりについて

近所づきあいについて、約7割(72.0%)の方が「隣近所の人とは付き合いを大切にしたい」と考えており、また、「地域を良くする活動をみんなで協力し合っていきたい」とした回答も3割(33.0%)を超えています。しかしながら、地域のつながりについて、弱くなっていると感じている方が4割(44.2%)を超えており、約2割(22.8%)の方が、隣近所で手助けや協力・支援が必要だと思われる家庭があるかどうかわからない・知らないと回答しています。

今後、地域のつながりを深めていくため、公民館等の地域活動拠点の運営を支援し、活動拠点の活用を促進するとともに、地域住民が集い、世代を超えて地域づくりについて考える機会の充実を図る必要があります。

③ ボランティア活動について

現在ボランティア活動に参加していると回答した方は 17.6%となっています。ボランティア活動に参加していく上で困ったことや苦労したこととしては、47.3%の方が「一緒に活動する人が少ない」と回答しています。そのほか、「継続的に活動することが難しい」が 32.2%、「活動費などの資金が乏しい」が 15.1%となっていることから、今後ボランティア活動の輪を広げていくために、気軽に参加できる体制の整備やボランティア活動に関する情報の提供、活動費への支援など経済的負担の軽減に向けての検討が必要です。

④ 災害対策について

避難場所の認知状況について、15.8%の方が「知らない」と回答しています。また、

避難の状況判断と実際の避難についてみると、12.1%の方が「1人では避難できない」と回答しており、そのうちの半数以上（51.7%）の方が、近隣に手助けを頼める人がいない状況となっています。今後、避難場所の周知徹底及び災害発生時における地域での見守り・支援体制を着実に構築していく必要があります。

⑤ 権利擁護・生活困窮者対策について

成年後見制度について、名前も内容も知っている方が35.5%、「名前は聞いたことがある」と回答した方は38.4%となっています。成年後見制度の利用促進・充実を図るためには、周知・広報活動の推進が必要とする回答が49.4%となっています。

生活困窮者自立支援制度については、名前も内容も知っている方が27.8%となっており、「名前は聞いたことがある」と回答した方は44.2%となっています。

自分自身が生活困窮に陥ったとき、自ら専門の相談窓口へ相談しようと思わないと回答した方のうち、相談することについて抵抗がある方が5割（53.1%）を超えており、また、約2割（18.8%）の方はどこに相談していいかわからないと回答しています。相談者の秘密が守られることや不利益な取扱いを受けないことなど、制度や相談窓口に関する情報提供を行い、安心して相談できる相談窓口の周知を図っていく必要があります。

3 本市の課題

統計データやアンケート調査結果から浮かび上がる本市の課題は、次のとおりです。

(1) 地域福祉を支える担い手の減少

人口の減少や少子高齢化の進行、人々の価値観やライフスタイルが多様化する中、地域福祉を支える担い手が減少してきています。

今後、地域住民が主役の支え合う地域づくりを推進していくためには、地域の福祉活動を支える担い手の育成とともに、幅広い世代の住民が気軽に地域の福祉活動等に参加しやすい環境づくりを進めることが重要です。

(2) 関係団体等の更なる連携の強化

本市では、市社会福祉協議会のほか、民生委員・児童委員協議会、自治公民館連絡協議会、老人クラブ連合会、ボランティア団体やNPO 法人等の各種団体が、地域において様々な活動を行っています。

今後、地域の福祉活動をより効果的に推進していくためには、これらの関係団体が更に緊密な連携を図っていくことが必要です。

(3) 時代に即した地域福祉の課題への対応

近年、全国では、親の介護と育児を同時に担う「ダブルケア」や、家事や家族の世話を日常的に担っている「ヤングケアラー」、家族以外の人や地域との交流をほとんどしない「ひきこもり」などの新たな生活上の困難も顕在化してきています。

このような地域福祉における新たな課題や複雑化・複合化した課題に的確に対応していくためには、関係機関等の更なる連携に基づく情報収集や施策の推進が必要です。

(4) 福祉に関する情報提供の充実

成年後見制度をはじめとする市の実施する施策や、地域の関係団体等が行っている様々な福祉活動等の情報が、地域住民に十分届いていない状況がうかがわれます。

今後、全ての人がいつでも必要な情報を得ることができるような環境の整備が必要です。

(5) 感染症リスクへの対応

新型コロナウイルス感染症の拡大により、外出の自粛を余儀なくされるなど、地域の様々な活動は大きな影響を受けました。

今後は、感染症予防のための「新しい生活様式」に基づき、各自ができる感染症予防対策を行いながら、地域における福祉活動を展開していくことが必要です。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

本計画の上位計画である「第6次枕崎市総合振興計画後期基本計画（令和3年度から令和7年度）」においては、将来都市像として、【活力ある地場産業に支えられ、人情味あふれる安らぎと潤いのある枕崎市】と掲げており、政策課題ごとの目標として、健康・福祉分野においては、「健康ですべての人々にやさしいまちづくり」を掲げています。

また、福祉分野の各計画においても、総合振興計画との関連性・継続性を踏まえ、それぞれ基本理念を掲げています。

本計画においても、第6次枕崎市総合振興計画後期基本計画及びその関連計画との関連性・継続性を踏まえ、基本理念を「思いやり 支え合い すべての人が いきいきと暮らせるまち 枕崎」として、必要な施設の整備を行うとともに、地域住民や関係機関、事業者等と連携して地域福祉を推進していきます。

基本理念

思いやり 支え合い すべての人が いきいきと暮らせるまち 枕崎

(2) 基本目標

本計画においては、施策展開の基本的方向として、3つの基本目標を設定し、基本理念の実現を目指します。

基本目標1 地域を支える仕組みをつくる

基本目標2 地域で支え合う仕組みをつくる

基本目標3 支援を必要とする人とつながる仕組みをつくる

2 計画の体系

基本理念

思いやり 支え合い すべての人がいきいきと暮らせるまち 枕崎

基本目標 1 地域を支える仕組みをつくる

- 1-1 福祉サービスの充実
- 1-2 地域の包括的支援体制の確立
- 1-3 相談支援体制の整備
- 1-4 地域福祉を担う専門的人材の確保・育成

基本目標 2 地域で支え合う仕組みをつくる

- 2-1 住民主体の支え合いの地域づくり
- 2-2 健康・生きがいづくり
- 2-3 「福祉のこころ」のはぐくみ
- 2-4 地域活動の参加者や担い手（リーダー）の確保・育成

基本目標 3 支援を必要とする人とつながる仕組みをつくる

- 3-1 災害時の避難支援体制づくりの推進
- 3-2 権利擁護支援の充実
- 3-3 生活に困難を抱えている人の自立支援
- 3-4 虐待の防止及び適切な対応の推進
- 3-5 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

第4章 施策の展開

1 地域を支える仕組みをつくる（基本目標1）

1-1 福祉サービスの充実

「老人福祉計画・介護保険事業計画」（以下「老人福祉計画」といいます。）、「障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画」（以下「障害福祉計画」といいます。）、「子ども・子育て支援事業計画」（以下「子育て支援計画」といいます。）等の各分野別計画に基づき、地域における多様化・複雑化した支援ニーズに即した、きめ細かな福祉サービスの充実を図るとともに、適切なサービスの提供に努めます。

支援を必要としている人が、必要な福祉サービスを適切に利用できるようにするために、関係各課及び関連機関等との連携強化を図ります。

主な取組

高齢者と障害者（児）への一体的なサービスの提供

介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者等に、共生型サービスの運営等の基準や介護報酬の仕組み等についての必要な情報提供を実施し、高齢者と障害者（児）への一体的なサービス提供体制の充実を図ります。

実施主体	福祉課	関連計画	老人福祉計画 障害福祉計画
協働・連携	介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者		

地域における子育て支援サービスの充実

- ・子育てをしているすべての人が安心して子育てができるよう、地域における様々な子育て支援サービスの充実と努めるとともに、保育サービス利用者の生活実態及び意向等を踏まえ、サービス提供体制の整備を促進します。
- ・子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源を活用した取組を推進します。

具体的な取組

新生児訪問指導、乳幼児訪問指導、ファミリー・サポート・センター事業、放課後児童健全育成事業、ふれあい子育てサロン、子育て講座、すこやか親子教室、枕崎市子育てネットワーク会議、子育て支援センターなど

実施主体	健康課・福祉課	関連計画	子育て支援計画
協働・連携	子育て支援サービス事業者		

高齢者福祉サービスの提供体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、また、心身機能の低下により自立した生活に不安のある高齢者が要介護状態にならないよう予防的視点を重視し、介護保険サービス以外にも様々な在宅福祉サービスを提供します。

具体的な取組

福祉給食サービス事業、外出支援サービス事業、日常生活用具給付等事業、緊急通報体制整備事業、高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）運営事業、高齢者生活福祉センター生活援助員設置事業、家族介護用品支給事業 など

実施主体	福祉課	関連計画	老人福祉計画
協働・連携	地域包括支援センター、社会福祉協議会、高齢者福祉サービス事業者		

介護保険サービスの提供体制の充実

介護保険制度に基づく介護サービスを提供します。

具体的な取組

居宅サービス（訪問介護、通所介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所介護、福祉用具貸与など）、施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設など）、地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護など）

実施主体	福祉課	関連計画	老人福祉計画
協働・連携	地域包括支援センター、介護サービス事業者		

障害福祉サービスの提供体制の充実

- ・障害福祉サービスの充実と、ニーズに合わせた障害福祉サービスを検討します。
- ・各サービスの見直しやサービス提供者への研修充実の取組を行い、障害福祉サービスの質の向上を目指し、サービスの提供体制の充実を図ります。

具体的な取組

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護など）、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型など）、居住系サービス（自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援など）、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスなど）、相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援など）

地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業、手話通訳者・要約筆記者派遣事業、日常生活用具給付事業など）

実施主体	福祉課	関連計画	障害福祉計画
協働・連携	障害福祉サービス事業者		

1-2 地域の包括的支援体制の確立

保健、医療、介護、福祉サービスが、関係者の連携の下、地域で支援を要する方々の状況の変化等に応じて、包括的に切れ目なく提供される体制の整備を進めます。

主な取組

地域包括支援センターの取組強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう包括的及び継続的な支援体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進するため、適切な人員の確保に努めるとともに、関係機関との更なる連携強化を図り、効率的かつ効果的な運営を目指します。

具体的な取組

業務量及び業務内容に応じた適切な人員配置、効果的な運営の継続、相談支援体制の機能強化、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域支援事業の充実

実施主体	地域包括ケア推進課	関連計画	老人福祉計画
協働・連携	地域包括支援センター運営協議会		

在宅医療・介護連携の推進

市医師会が平成 25 年度から平成 27 年度まで取り組んだ枕崎市在宅医療提供体制推進事業を平成 28 年度から市が引き継ぎ、在宅医療・介護連携推進事業として、三師会（医師会・歯科医師会・薬剤師会）や地域における医療・介護の関係者が連携した多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制構築を図り、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を推進します。

具体的な取組

ア 地域の社会資源、利用者の情報や利用状況、住民の意向等の情報収集

イ 地域の医療・介護の資源の情報整理（リストやマップ等の作成）及び活用

ウ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

エ 在宅医療・介護連携の対応策の実施

- ・在宅医療・介護連携に関する相談支援
- ・地域住民への普及啓発
- ・医療・介護関係者の情報共有の支援
- ・医療・介護関係者の研修 など

実施主体	地域包括ケア推進課	関連計画	老人福祉計画
協働・連携	医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護サービス事業者など		

地域ケア会議の充実

保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等多職種によるネットワークを構築する枕崎市地域ケア会議を設置し、高齢者個人に対する支援の充実、地域課題の抽出と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めるための協議を行い、共有された地域課題の解決に向け環境整備を図ります。

実施主体	地域包括ケア推進課	関連計画	老人福祉計画
協働・連携	医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会など		

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、生活支援体制整備協議体を中心に、一体的な連携を図りながら支援体制の充実や地域全体で多様な主体によるサービス提供体制を構築することにより、地域における支え合いの仕組みづくりを推進していきます。

実施主体	地域包括ケア推進課	関連計画	老人福祉計画
協働・連携	社会福祉協議会、生活支援体制整備協議体		

子育て世代包括支援センター

健康センターに設置している子育て世代包括支援センター（母子保健型）の更なる充実を図るとともに、基本型の設置について取組を進めます。

実施主体	健康課	関連計画	子育て支援計画
協働・連携	医療機関、保健所、子育て支援サービス事業者		

障害者地域生活支援拠点の設置

障害のある方やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談への対応、体験の機会と場所の提供、緊急時の受入れ、地域の体制づくりなど多角的な機能を有する拠点の整備に向けた取組を進めます。

実施主体	福祉課	関連計画	障害福祉計画
協働・連携	グループホーム、障害者支援施設、基幹相談支援センターなど		

1-3 相談支援体制の整備

育児、介護、障害、貧困、更には育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める総合的な相談支援体制づくりを進めます。

主な取組

相談・支援体制の維持・強化

地域包括支援センターにおいて、より一層充実した円滑な相談・支援活動が展開できるよう、高齢者や家族からの相談に対し、個別性を重視し訪問を主体として適切かつ迅速に対応するとともに、地域の関係機関等とのネットワークの形成を図ります。

実施主体	地域包括ケア推進課	関連計画	老人福祉計画
協働・連携	居宅介護支援事業所など		

地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

具体的な取組

子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施など

実施主体	福祉課	関連計画	子育て支援計画
協働・連携	子育て支援センター		

障害者基幹相談支援センター等の設置

障害のある方及びその家族が地域において安心して生活できるよう、障害に関する総合的かつ専門的な相談業務を行う基幹相談支援センター等の設置に向けた協議・検討を進めます。

実施主体	福祉課	関連計画	障害福祉計画
協働・連携	障害福祉サービス事業者、地域包括支援センター、医療機関など		

1-4 地域福祉を担う専門的人材の確保・育成

介護支援専門員などの介護人材、在宅医療を担う医師や看護師等の医療職、生活支援サービスの担い手及び生活支援コーディネーターなどについては、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から、地域医療介護総合確保基金等を活用した人材の確保対策を推進します。

また、幼児期における質の高い教育・保育の安定的な提供や児童の健全育成を図るため、保育士や放課後児童支援員等の確保に努めるとともに、研修を通じた資質の向上に取り組めます。

主な取組

介護人材の確保に向けた取組の推進

- ・国や県と連携し、資格取得の支援、介護職の魅力の向上、外国人など多様な人材の確保・育成のほか、ポイント制度やボランティアの活用等による介護・総合事業等の担い手確保に向けた取組について検討します。
- ・介護職員の処遇改善、働きやすい職場づくり、介護ロボット・ICTを活用した職員の負担軽減等による介護職員の離職防止・定着促進の取組について検討します。
- ・事業者と連携して専門的知識・技術の習得を目的とした研修会の開催や多職種との連携等により、介護人材の専門性を高めるとともに、介護現場の中核を担う人材の育成・確保及び資質の向上に取り組めます。

実施主体	福祉課・地域包括ケア推進課	関連計画	老人福祉計画
協働・連携	介護サービス事業者		

保育士等の人材確保

- ・保育士の職業としての魅力を伝える取組を進めるとともに、潜在保育士の復職支援等に関する取組を推進します。
- ・保育士等がやりがいを持って働き続けられるよう、処遇改善など保育所等における職場環境の改善を図ります。

具体的な取組

県の実施する保育士人材バンクと連携した枕崎市保育人材バンクにより、保育士等の仕事に就きたい人と保育士等の人材を募集する事業所等とのマッチングを行うことにより、保育士等の人材確保につなげる。

実施主体	福祉課	関連計画	子育て支援計画
協働・連携	保育所、認定こども園		

行動目標 1

地域を支える仕組みをつくるために

住民一人ひとりが取り組めること

自助

- 自分が持っている知識や技術、経験等を活用し、地域活動に参加しましょう。
- 市の相談窓口など相談機関に関する情報の把握に努めましょう。
- 困りごとを抱えているときは、遠慮なく民生委員・児童委員や市役所、社会福祉協議会に相談しましょう。
- どのような福祉サービスがあるか調べてみましょう。
- どのような団体がどのような活動をしているのか、確認してみましょう。

地域で協力して取り組むこと

互助

- 身近に支援が必要と思われる人がいたら、福祉サービス等の情報提供や適切な相談機関を紹介しましょう。

行政や社会福祉協議会などが、 住民一人ひとりや地域の取組を支援すること

共助

公助

- 広報紙やインターネットなどを活用し、わかりやすい方法で福祉サービスや相談機関に関する情報提供を行います。
- 身近な地域から公的機関、医療機関まで多様な相談先が整備されていることを周知、情報発信します。
- 専門的な人材の配置や研修等の実施により、相談体制の強化を図ります。
- 的確な制度の利用促進のため、支援制度の内容や利用方法等の広報、PRを行います。
- 庁内の連携体制や関係機関等と連携した支援体制の構築、充実を進めます。

2 地域で支え合う仕組みをつくる（基本目標2）

2-1 住民主体の支え合いの地域づくり

地域で安心して安全な日常生活を送ることができるよう、日常生活を支援する見守り活動等を促進します。

住民一人ひとりが、地域における様々な「困りごと」に気づき、地域、行政、社会福祉協議会、その他の関係機関と連携・協働し、解決に向けて取り組み、支え合う地域づくりを推進します。

主な取組

地域住民参加による支え合いの推進

- ・人と人との絆を大切にした地域の支え合いの輪を広げ、住民との協働により主体的に地域で支え合える仕組みづくりを推進します。
- ・地域住民参加による見守り・支援の取組を働きかけていきます。
- ・地域の老人クラブ等を中心にした高齢者同士の支え合い活動等の活性化を支援していきます。

実施主体	福祉課・生涯学習課	関連計画	老人福祉計画
協働・連携	自治公民館、民生委員、老人クラブ		

介護経験者による支え合い

介護の経験を地域に還元し、現在介護をしている介護者の精神的負担の軽減を図れるよう、介護者同士の交流機会の提供に努めていきます。

実施主体	福祉課	関連計画	老人福祉計画
協働・連携	地域包括支援センター		

ひとり暮らし高齢者等への支援

・地域の中で在宅福祉アドバイザーやボランティアを行う個人や団体を募り、様々な角度からの見守りや必要とされるサービスの情報提供、ケアマネジメント等ができるネットワークの構築を検討します。

具体的な取組

地域見守りネットワーク支援事業、枕崎市通り会連合会、日本郵便株式会社枕崎市内各郵便局、生活協同組合コープかごしま、光グループ、鹿児島ヤクルト販売などと連携・協力した地域見守り活動、介護人材確保ポイント事業、シルバー人材センターワンコインサービス

実施主体	福祉課・地域包括ケア推進課	関連計画	老人福祉計画
協働・連携	自治公民館、民生委員、在宅福祉アドバイザーなど		

2-2 健康・生きがいづくり

若い世代からの健康づくりや生活習慣病予防や重症化予防の取組等、住民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、身近で参加しやすい機会の拡充や意識啓発を図り、地域における健康づくりを進めます。

主な取組

健康長寿のための健康づくりの推進

- ・健康寿命の延伸を目指し、市民が健康に関する正しい知識に基づき主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、効果的な普及・啓発を図ります。
- ・住民の健康データに基づく健康課題の抽出と周知を行うなど、効果的な施策を推進します。

具体的な取組

保健推進員活動、食生活改善推進員活動、健康指導員活動 など

実施主体	健康課	関連計画	健康まくらざき 21
協働・連携	保健推進員、食生活改善推進員、健康指導員		

生活習慣病の予防と改善

- ・効果的な健康づくりと介護予防の一体的な取組について検討を進め、若い世代から健康づくりに取り組み、将来の介護予防につなげていきます。
- ・生活習慣病が発症する前の若い世代から、健診を受ける習慣を身につけ、自分の健康状態を知り、健康の大切さを自覚してヘルスリテラシー（健康に関する正しい情報を自ら収集し利活用できる力）を高めていくことができるように啓発します。

具体的な取組

特定健康診査、長寿健康診査、歯周病検診、市民健康教室 など

実施主体	健康課	関連計画	健康まくらざき 21
協働・連携	医師会、歯科医師会、薬剤師会		

介護予防・重度化防止の取組の推進

運動機能や栄養状態などの特定の機能の状態の改善を目指すだけでなく、高齢者が自身のレベルに応じた予防活動等を行い、生きがいを持って生活できることを目指し、状態の把握や適切な支援活動を行っていきます。

具体的な取組

介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス・通所型サービス）、一般介護予防事業（元気シニア向け介護予防教室、筋トレサロン事業、高齢者食生活改善事業、てげてげ広場事業）など

実施主体	地域包括ケア推進課・健康課	関連計画	老人福祉計画
協働・連携	介護予防・生活支援サービス事業者、一般介護予防事業実施団体、自治公民館		

社会参加の促進と活動機会の充実

健康の保持増進に向けて、スポーツ活動を啓発するとともに、スポーツの中でレクリエーショナルな要素を取り入れつつ、気軽にグループづくりができるような、楽しみながら継続してスポーツができる場の提供に努めます。

具体的な取組

高齢者元気度アップ・ポイント事業、高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業、老人クラブ育成、高齢者学級、スポーツ活動 など

実施主体	地域包括ケア推進課・福祉課・生涯学習課	関連計画	老人福祉計画
協働・連携	自治公民館、老人クラブ		

子どもや母親の健康の確保

妊娠・出産から育児へと総合的・継続的な相談・支援体制の確保に努め、健康診査、訪問指導、保健指導等の各種母子保健事業の充実を図ります。

具体的な取組

妊産婦健康診査や保健指導、妊婦学級、妊婦歯科検診、乳幼児健康診査、産後ケア事業、発達相談、栄養相談など

実施主体	健康課	関連計画	子育て支援計画
協働・連携	医療機関、保健所		

2-3 「福祉のこころ」のはぐくみ

高齢者や障害者、子どもとの交流、ボランティア活動体験、福祉施設での体験学習などを通じ、福祉教育を推進します。

住民一人ひとりが福祉に関する正しい知識の習得や、福祉に関する体験ができる生涯学習を推進します。

ボランティア活動を始める「きっかけ」づくりや、活動が続けていくことができるよう「やりがい」や「楽しさ」などを感じる活動メニューを充実させるとともに、自分の知識や特技を活かし、一人でも多くの住民が積極的に活動に参加できるよう環境づくりに努めます。

主な取組

学校における福祉教育の推進

小・中学校において、総合的な学習の時間等を活用し、地域の高齢者を招待したり、高齢者福祉施設等を訪問したりするなどの体験活動を通して、感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心を育むなど、福祉に関する教育を実施します。

実施主体	学校教育課	関連計画	
協働・連携	小・中学校、老人クラブ、高齢者施設		

ボランティア活動の促進

- ・広報紙等で制度の周知を行い、ボランティアに対する意識の醸成を図ります。
- ・ボランティア活動に参加しやすい体制づくりを推進するとともに、ボランティアに登録をした方が生き生きと活動できる環境を整備します。

具体的な取組

社会福祉協議会「ボランティアバンク」

実施主体	企画調整課・地域包括ケア推進課	関連計画	老人福祉計画
協働・連携	社会福祉協議会		

高齢者等に対する福祉教育の推進

すべての人が住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活が送れるようにするためには、自らが地域の生活課題を発見し、その解決に取り組むとともに、地域で支え合い、助け合うシステムの構築が重要です。成人講座や高齢者学級などの機会を通じて、地域福祉に関する市民の意識啓発に努めます。

実施主体	福祉課・生涯学習課	関連計画	
協働・連携	地区公民館、自治公民館、老人クラブ		

2-4 地域活動の参加者や担い手（リーダー）の確保・育成

地域住民に対する福祉活動の啓発として、関係団体と連携の上、福祉活動に関する広報を行い、理解を促すとともに、身近な地域での活動への参加につなげます。

また、社会福祉法人や民間団体等についても、関係機関等と連携しながら社会貢献活動への参加を促進します。

主な取組

支え合いの地域づくりの気運の醸成

様々な広報媒体を活用して、地域づくりの意義や各種団体の活動状況等について情報発信することにより、助け合い、支え合う意識や、地域づくりに「共に取り組む」気運の醸成に努めます。

実施主体	福祉課・企画調整課	関連計画	
協働・連携	関係各種団体		

次世代まちづくりリーダーの育成

- ・子どもが自ら考え、地域を愛する心を育む、体験・参加型のまちづくり教育や子どもも楽しめる地域活動の充実を図ります。
- ・高校卒業と同時に地元を離れる子どもも多いため、高校生のうちに様々な実体験を通じて地域に深く関わる経験をすることで、地域に対する誇りや愛着を感じてもらい、将来の地域活性化を担う人材の育成につなげます。

実施主体	生涯学習課	関連計画	
協働・連携	学校関係機関、自治公民館、子ども育成会		

民生委員・児童委員との連携強化

- ・民生委員の活動に対する理解促進や負担軽減の取組など、担い手確保に向けた取組を進めます。
- ・民生委員・児童委員に対し、住民のニーズの把握のために必要な情報の提供や研修を行うことにより連携強化を図ります。

実施主体	福祉課	関連計画	
協働・連携	民生委員・児童委員協議会、社会福祉協議会		

認知症サポーターの養成と支援者をつなぐ仕組みづくり

地域で暮らす認知症の人々やその家族を応援する「認知症サポーター」の養成と、地域で認知症を見守るための支援者をつなぐ仕組みを整備していきます。

実施主体	地域包括ケア推進課・福祉課	関連計画	老人福祉計画
協働・連携	認知症サポーターキャラバンメイト連絡会		

行動目標2

地域で支え合う仕組みをつくるために

住民一人ひとりが取り組めること

自助

- 地域社会を構成しているひとりであることを意識しましょう。
- 隣近所の人と誘い合って地域の行事や催事などに積極的に参加しましょう。
- 福祉について学んだことを、家庭に持ち帰って家族で話してみましょう。
- 日頃から、近所の人とあいさつを交わしたり、声をかけ合ったりしましょう。
- ボランティア活動に関心を持ち、講座や活動に参加してみましょう。

地域で協力して取り組むこと

互助

- 地域における生活課題について考え、その解決に向けて地域住民で互いに助け合いましょう。
- 地域の住民と交流を深めましょう。
- 愛着を持てる地域を地域の住民みんなで作っていきましょう。

行政や社会福祉協議会などが、 住民一人ひとりや地域の取組を支援すること

共助

公助

- 教育機関等と連携して、福祉教育の推進や生涯学習の機会づくりを行います。
- 地域との懇談会や講演会等を開催して、地域福祉の理解促進を図ります。
- 地域福祉活動を通じて、住民一人ひとりの福祉に対する理解と関心が高まるよう支援していきます。
- 地域住民が交流できる機会の創出を支援します。
- 学校を通じてボランティア人材の育成、中・高生のボランティア活動を支援します。

3 支援を必要とする人とつながる仕組みをつくる（基本目標3）

3-1 災害時の避難支援体制づくりの推進

防災マップ等を活用して災害危険箇所や避難場所の周知を図り、地域住民の防災意識を高めるとともに、関係機関と連携のもと、地域住民による防災体制を確立し、「自助」「共助」「公助」による地域防災力の強化を図ります。

主な取組

災害時における要配慮者支援

- ・災害時に支援が必要な要配慮者については、地域福祉支援システムを活用し情報把握に努めるとともに、災害時の安全な避難に向けて各集落、関係機関との連携を図り、災害時における安否確認や避難支援を迅速かつ的確にできるよう努めます。
- ・一般避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、事業所の協力を得て福祉避難所の充実等に努めます。

実施主体	福祉課	関連計画	地域防災計画
協働・連携	自主防災組織、民生委員、居宅介護支援専門員、相談支援専門員、消防署、警察署		

自主防災組織への支援

自主防災組織の結成及び活動に対し必要な支援を行うとともに、自主防災組織の運営における重要な役割を担う人材の育成を行います。

実施主体	総務課	関連計画	地域防災計画
協働・連携	自主防災組織、自治公民館		

防災知識の普及啓発

関係機関等と連携し、防災・減災対策、災害応急対策等に関する訓練や防災知識の普及啓発を推進します。

実施主体	総務課	関連計画	地域防災計画
協働・連携	自主防災組織、自治公民館		

3-2 権利擁護支援の充実

住民一人ひとりが人権の意義や人権尊重の重要性について正しい知識を持つように取り組みます。

認知症・知的障害・精神障害等の理由で判断能力が十分でない人の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を促進します。

主な取組

成年後見制度等の利用促進

- ・成年後見制度や社会福祉協議会が行う福祉サービス利用支援事業について円滑に制度を利用できるよう、関係機関と連携を図りながら相談援助や手続き支援を行います。
- ・高齢者や障害者とその家族等が成年後見制度に対する知識を高められるよう、広報紙への記事の掲載や出前講座の開催等を通じて制度を利用しやすい環境を構築します。

実施主体	福祉課・地域包括ケア推進課	関連計画	老人福祉計画 障害福祉計画
協働・連携	社会福祉協議会		

権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

権利擁護に関し支援の必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。

ネットワークの役割

○権利擁護支援の必要な人の発見・支援

○早期の段階からの相談・対応体制の整備

○意思決定支援・身の上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

構成要素

チーム：協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。

協議会：後見開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体。中核機関が事務局機能を担う。

中核機関：専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関。

実施主体	福祉課・地域包括ケア推進課	関連計画	老人福祉計画 障害福祉計画
協働・連携	地域包括支援センター、社会福祉協議会、消費生活センター、民生委員、弁護士、司法書士、社会福祉士など		

中核機関の整備

権利擁護支援に関する地域連携ネットワークの構築とその効果的な運用に向け、成年後見制度に関する中核機関を本計画期間中に設置することについて、広域的な視点も踏まえて関係機関と協議・検討していきます。また、地域連携ネットワーク及び中核機関において、以下の4つの機能について、段階的・計画的に整備していきます。

①広報機能

- ・成年後見制度に関する講演会、講座等の開催
- ・研修会等に講師として相談員を派遣

②相談機能

- ・相談員や専門員による相談支援
- ・適切な制度利用につなげるための関係機関との連携

③成年後見制度利用促進機能

- ・本人の特性を踏まえた後見人等の選任支援（受任調整）
- ・地域連携ネットワーク運営の司令塔

④後見人支援機能

- ・後見人支援に関し、必要に応じて関係機関への連絡・協議

実施主体	福祉課・地域包括ケア推進課	関連計画	
協働・連携	社会福祉協議会、司法書士、社会福祉士など		

市民後見人等の養成と活動支援

県が実施する市民後見人養成講座の受講を推奨し、市民後見人の養成に努めます。また、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に対応します

実施主体	福祉課・地域包括ケア推進課	関連計画	
協働・連携	社会福祉協議会		

権利擁護支援の更なる充実に向けた取組

日常生活自立支援事業の対象にならないものの、判断能力に不安があり金銭管理が必要な方や身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている方への支援など、成年後見制度利用促進の取組を通して明らかになった地域課題について、協議会で検討します。

実施主体	福祉課	関連計画	
協働・連携	社会福祉協議会		

3-3 生活に困難を抱えている人の自立支援

多様で複合的な課題を有する生活困窮者の自立を促進するため、相談対応から就労、家計管理、子どもの学習等の支援を包括的に行う体制の構築を図ります。

また、全国では、親の介護と育児を同時に担う「ダブルケア」や、家事や家族の世話を日常的に担っている「ヤングケアラー」、家族以外の人や地域との交流をほとんどしない「ひきこもり」などの新たな生活上の困難も顕在化してきています。

各福祉分野におけるあらゆる機会を通じて、生活に様々な困難を抱えている人を早期に把握するとともに、抱えている課題が複雑化・深刻化しないよう、いち早く支援に結びつけ、社会福祉協議会などの関係機関と連携のもと、生活困窮者の自立促進を図ります。

主な取組

生活困窮者自立支援法に基づく取組の推進

生活困窮者自立支援法に基づいた次の取組を推進します。

○必須事業

- ・ 自立相談支援事業
- ・ 住居確保給付金支給事業

○任意事業

- ・ 子どもの学習・生活支援事業
- ・ 就労準備支援事業
- ・ 家計改善支援事業

実施主体	福祉課	関連計画	
協働・連携	スクールソーシャルワーカー、任意事業委託業者など		

新たな生活上の困難を抱える人への支援

親の介護と育児を同時に担う「ダブルケア」や、家事や家族の世話を日常的に担う「ヤングケアラー」、家族以外の人や地域との交流をほとんどしない「ひきこもり」など新たな生活上の困難を抱える人の実態を把握し、適切な支援につなげていきます。

実施主体	福祉課・地域包括ケア推進課	関連計画	
協働・連携	民生委員、在宅福祉アドバイザーなど		

犯罪や非行をした人に対する社会復帰の支援

再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、犯罪や非行をした人が地域で孤立し犯罪を繰り返すことのないよう、社会復帰に関する施策の推進に努めます。

実施主体	福祉課	関連計画	
協働・連携	保護司		

交通弱者に対する支援

運転免許証を返納した等の理由により、通院や買い物などの日常の移動が困難となっている人に対して支援を行うことで、高齢者等の地域社会への参加促進、健康維持及び介護予防の推進並びに生活の質の向上に努めます。

令和元年度から実施しているタクシー利用に係る運賃の一部助成を継続して実施し、必要な支援の拡充を図ります。

実施主体	福祉課	関連計画	総合振興計画
協働・連携	警察署、タクシー事業者、相談支援専門員、居宅介護支援専門員、民生委員		

3-4 虐待の防止及び適切な対応の推進

子ども、障害者、高齢者等に対する虐待の防止や対応強化のための体制整備を図ります。

主な取組

高齢者への虐待防止

- ・虐待の防止、早期発見・早期対応が速やかに行われるよう、パンフレットの作成・配布、広報紙への記事掲載等を活用し広報啓発を図り、地域全体で虐待防止についての意識を高めます。
- ・様々な背景を持つ高齢者虐待に対応するため、高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会を中心に複数の関係者と連携を取りながら、高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築します。

実施主体	福祉課・地域包括ケア推進課	関連計画	老人福祉計画
協働・連携	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会		

要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待の防止対策の充実、母子家庭等の自立支援、障害児施策の充実等を通じ、支援を必要とする児童が身近な地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

実施主体	福祉課	関連計画	子育て支援計画
協働・連携	要保護児童対策地域協議会		

育児・児童相談機能の強化

- ・関係機関と連携し、各種訪問等での保護者の育児負担の状況把握、家庭児童相談室の設置による虐待の未然防止・早期発見に努めます。
- ・家庭での適正な児童養育及び児童虐待に関する相談については、県児童相談所等と連携して虐待を受けた子どもの保護を図り、保護者にも適切な助言・指導・支援等を行います。

具体的な取組

要保護児童対策地域協議会、子ども SOS 地域連絡会議など

実施主体	福祉課	関連計画	子育て支援計画
協働・連携	児童相談所、児童家庭支援センター		

3-5 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

自殺対策を効果的・効率的に推進し、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、高齢者、障害者、子ども・子育て、生活困窮者支援など各福祉分野の取組において、自殺対策の視点を踏まえた施策の展開を図ります。

主な取組

勤務・経営に関する自殺対策の推進

自殺リスクの高い要因の一つである「勤務・経営に関する問題」の解決のためには、「働き方改革」に関わる事業等と効果的に連携する必要がある、地域における多様な「勤務環境」及び「労働環境」を踏まえ、就労者の自殺対策を推進していきます。

具体的な取組

滞納整理事務に係る生活支援対策事業、産業後継者育成奨励金、メンタルヘルスに関する取組など

実施主体	健康課	関連計画	自殺対策計画
協働・連携	保健所、各関係機関・団体		

高齢者に関する自殺対策の推進

高齢者に対する支援は、既存の事業として様々な対策が図られているため、これらの事業等と効果的に連携するとともに、高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり等、社会参加の強化を図り、高齢者の自殺対策を推進していきます。

具体的な取組

高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業、地域見守りネットワーク支援事業、てげて広場事業など

実施主体	健康課・福祉課・地域包括ケア推進課	関連計画	自殺対策計画
協働・連携	民生委員、老人クラブ、一般介護予防事業実施団体		

生活自立支援と連動した自殺対策の推進

生活困窮者は、本市において自殺リスクが高い層であり、その背景として多様かつ広範な問題を複合的に抱えていることが多く、結果として、経済的困窮に加えて関係性も貧困となり、社会的に孤立しやすい傾向にあります。このような生活困窮者が自殺に追い込まれることがないよう、社会的に孤立した生活困窮者を地域の人々とつなぐ取組を行うことで、生きることの促進要因を強化するとともに、自殺リスクを抱える生活困窮者を見出し、的確な支援へとつなぐ必要があります。そのため、関連する支援組織や団体等が連携し、効果的な支援の推進を図ります。

具体的な取組

生活困窮者自立支援事業、訓練等給付に関する事業、重複多受診者・重複服薬者指導事業など

実施主体	健康課・福祉課	関連計画	自殺対策計画
協働・連携	生活困窮者自立支援事業関係機関		

地域におけるネットワークの強化

様々な分野の施策、人々や団体が密接かつ効果的に連携し、保健・福祉や医療に関する視点のみではなく、教育や労働等を含む視点も考慮した包括的な取組を実施していきます。

具体的な取組

枕崎市自殺対策連絡協議会、枕崎市いのち支える自殺対策推進本部会議、枕崎市自殺対策庁内連絡会議、子育て支援ネットワーク会議、地域見守りネットワーク支援事業、地域自立支援協議会など

実施主体	健康課	関連計画	自殺対策計画
協働・連携	各関係機関・団体		

自殺対策を支える人材の育成

自殺リスクを低下させるためには、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して、早期の「気づき」が重要です。事態が深刻化することを事前に防ぐため、自殺リスクを抱えている人に寄り添いながら、状況に応じて適切な対応を取り、地域の専門機関等と効果的に連携し、相談者の自殺リスクを低下させる支援を行うことができる地域の人材を育成していきます。

具体的な取組

職員研修事業、家庭児童相談員設置事業、社会教育学級事業、健康センター事業、消費者行政活性化事業など

実施主体	健康課	関連計画	自殺対策計画
協働・連携	各関係機関・団体、地域住民		

市民の啓発と周知

個人の自由な意思や選択の結果ではなく、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死」であり、自殺に追い込まれるということは「誰にでも起こり得る危機」であるという実態を、市民に広く周知し理解促進を図ります。また、自分がそのような危機に陥った場合は、誰かへの援助を求めることが適当であるという考え方が社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行います。更に、身近にいる人で助けを必要としている人の存在にいち早く気づき、その想いに寄り添いながら支援することが、自殺の防止に非常に重要であることについて、市民への啓発活動を積極的に実施します。

具体的な取組

自殺対策強化事業、男女共同参画事業、視聴覚ライブラリー事業、社会教育学級事業など

実施主体	健康課	関連計画	自殺対策計画
協働・連携	各関係機関・団体、地域住民		

生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を排除するだけでなく、「生きることの促進要因（自殺の保護要因）」を増やすことが求められます。生きることの促進要因とは、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等のことです。

「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、自分の居場所と思えるコミュニティの提供、自殺未遂者の精神的ケア及び生活支援、自死遺族者の支援等、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で、生きることの包括的な支援として推進します。

具体的な取組

認知症地域支援・ケア向上事業、配偶者暴力相談支援事業、就学に関する事務事業、生活保護各種扶助事務事業など

実施主体	健康課・福祉課・地域包括ケア推進課	関連計画	自殺対策計画
協働・連携	各関係機関・団体、地域住民		

児童生徒のSOSの出し方に関する教育

学校においては、児童生徒が命の大切さを実感できる教育ばかりでなく、社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方に関する教育）、心の健康の保持に係る教育など、児童生徒の生きることの促進要因を増やすことを通じて自殺対策に資する教育の実施に向けた環境づくりを進めます。また、子どもからのSOSに対して、周囲の大人が適切に対応できるよう、その受け皿を強化するとともに、子どもや子育て世帯の支援を一貫して行えるよう、支援者間の連携を強化します。

具体的な取組

スクールカウンセラー配置事業、スクールソーシャルワーカー活用事業、いじめ問題専門委員会、自殺対策強化事業、社会教育指導員事業など

実施主体	学校教育課・健康課	関連計画	自殺対策計画
協働・連携	学校関係機関・団体		

行動目標3

支援を必要とする人とつながる仕組みをつくるために

住民一人ひとりが取り組めること

自助

- 身近にどのような人が暮らしているのか、関心を持ちましょう。
- 近所の子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないように見守りましょう。
- 認知症の人や障害のある人に対する理解を深めましょう。
- 子どもや高齢者への虐待、DVなどの話を見聞きしたときは、民生委員・児童委員や市・関係機関の相談窓口へ連絡しましょう。
- 災害発生時の避難行動について、近所に支援が必要な人がいないか考えてみましょう。
- 自分自身が避難時に支援が必要になると思われるときは、周りの人に声をかけておきましょう。
- 日頃から、危険箇所や避難方法の確認をしたり、非常時の持出品や家庭内備蓄品を整備しておきましょう。

地域で協力して取り組むこと

互助

- 防犯・防災訓練を実施するなど、地域全体で防犯・防災意識の啓発に努めましょう。
- 困りごとや悩みごとを抱えている人がいたら、相談するよう勧め、民生委員・児童委員や市・関係機関の相談窓口を紹介しましょう。

行政や社会福祉協議会などが、 住民一人ひとりや地域の取組を支援すること

共助

公助

- 支援を必要とする人が適切に支援を受けられるよう、関係機関と連携し広報・啓発に取り組みます。
- 潜在的な課題を抱える人や地域コミュニティとのつながりの課題を抱えている人を把握し、必要な支援につなげます。
- 防災意識の重要性を周知し、地域における防災活動を促進します。
- 防犯に向けた情報発信を行い、地域ぐるみの防犯活動を促進します。

第5章 計画の推進

1 主体ごとの役割

計画の実現に向けては、住民、関係団体、事業者、社会福祉協議会、行政がそれぞれの分野において主体的、積極的に役割を果たし、協働しながら、地域社会全体で取組を進めていきます。

①住民の役割

住民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。住民一人ひとりが地域福祉についての理解を深めるとともに、身近なところで自ら何ができるのかを考え、主体的に地域の福祉活動に参加することが期待されます。

②関係団体の役割

各自治公民館や老人クラブ等は、地域活動を行う上で、住民にとって最も身近な団体・組織です。地域における見守り活動等を通して、要支援者の情報や地域における潜在的な支援ニーズ、地域課題の把握につなげるとともに、支援機関や相談機関、行政等と連携し、課題解決のための支援等の担い手として積極的に参画することが期待されます。

また、自主的・自発的に活動を行う住民の集まりであるボランティア活動団体等は、各種団体や行政等と連携し、地域福祉推進のための活動の充実が期待されます。

③事業者の役割

福祉サービスの提供者として、住民の多様なニーズに積極的に応えることが求められています。また、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、情報提供・公開をはじめ、関係機関や他のサービスとの連携の中で、総合的なサービス提供への取組が期待されます。

④社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は平成12年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進を担う団体として明確に位置づけられました。社会福祉協議会は、地域福祉活動への地域住民の参加促進をはじめ、民間福祉団体の先導役として、住民や住民活動団体、行政等との調整役となり、地域ぐるみの活動を推進します。また、住民や各自治公民館その他の団体等との連携役となり、福祉のコミュニティづくりや支え合いのネットワークづくりを進めます。

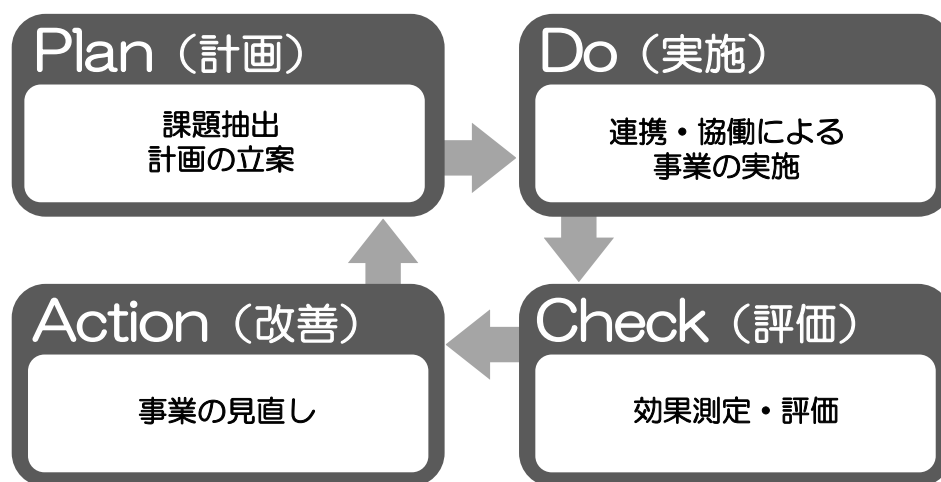
⑤行政の役割

市は、地域福祉の充実に向け、常に地域の実態や住民ニーズを把握するとともに、住民レベルの自主的な地域福祉活動が促進されるよう、情報提供や関係機関との連携、交流機会の確保に努めるなど支援を行います。また、本計画の基本理念に則り、地域福祉を進めるための諸施策を住民、事業者及び関係機関との協働で、総合的に推進します。

2 計画の進行管理及び点検

各施策・事業について、担当部署が自己評価を行いながら、計画に基づく実施に努めるとともに、社会福祉協議会と緊密に連携し、計画の進捗状況等を議題とする検討・意見交換の会議等を必要に応じて、随時開催していきます。

また、住民活動の評価表の作成や啓発活動など、住民の主体的な計画の推進に向けた取組を支援していきます。



3 住民の参加促進

住民・関係機関・関係団体等の参画による常会等を利用して、計画の進捗状況等を確認するとともに、評価・見直しを行い、計画の推進を図ります。

4 計画の広報

本計画を推進するためには、地域住民の協力が不可欠であるため、計画の趣旨や内容を理解してもらえよう、本計画を市のホームページや広報紙等に掲載し、広く周知を図ります。

5 計画の評価指標

基本目標	設定項目		現状 【R3年度】	目標値 【R8年度】
1	1	子供がいいきと育つための環境が充実していると思っている人の割合（そう思うとどちらかといえばそう思うの合計）	42.1%	50.3%
地域を支える仕組みをつくる	2	若者や中高年の人が暮らしやすい環境が充実していると思っている人の割合（そう思うとどちらかといえばそう思うの合計）	30.7%	40.5%
	3	高齢者に対する福祉サービスが充実していると思っている人の割合（そう思うとどちらかといえばそう思うの合計）	40.2%	48.9%
	4	障害のある人に対する福祉サービスが充実していると思っている人の割合（そう思うとどちらかといえばそう思うの合計）	28.4%	36.3%
	5	高齢者や障害のある人にとって暮らしやすい生活基盤が充実していると思っている人の割合（そう思うとどちらかといえばそう思うの合計）	24.1%	33.1%
	6	福祉施設や福祉事業所が整備されていると思っている人の割合（そう思うとどちらかといえばそう思うの合計）	32.4%	43.1%
	7	急な病気や怪我に対する救急医療が整備されていると思っている人の割合（そう思うとどちらかといえばそう思うの合計）	47.1%	55.3%
	8	生活上の悩みや不安を誰に相談したらよいかわからない人の割合	3.5%	2.6%
	9	生活上の悩みや不安を相談する人がいない人の割合	3.1%	2.3%
2	10	地域のつながりが強くなっていると感じている人の割合（強くなっているやや強くなっているの合計）	5.4%	11.6%
地域で支え合う仕組みをつくる	11	枕崎市に「いつまでも住みたい」と思っている人の割合	40.9%	49.4%
	12	住んでいる地域に愛着を感じている人の割合（そう思うとどちらかといえばそう思うの合計）	79.3%	82.0%
	13	近所づきあいや助け合いなどの近隣関係が良好であると思っている人の割合（そう思うとどちらかといえばそう思うの合計）	56.0%	60.8%
	14	市民の福祉活動が活発であると思っている人の割合（そう思うとどちらかといえばそう思うの合計）	17.2%	25.4%
	15	ボランティア活動の経験（現在活動している）	17.6%	25.7%
	16	自治会や子ども会、PTAなどの地域活動の参加率	44.4%	52.1%
	17	筋トレサロン事業の参加者数	8,480人	6,660人
	18	てげてげ広場事業等の参加者数	363人	460人
3	19	防災や防犯に対する支援や組織の体制が整備されていると思っている人の割合（そう思うとどちらかといえばそう思うの合計）	32.2%	42.9%
つながる支援を必要とする人をつくる	20	災害発生時に避難するとき、支援が必要であるが、頼める人がいない人の割合	51.7%	40.0%
	21	成年後見制度の認知度（名前も内容も知っている）	35.5%	46.6%
	22	生活困窮者自立支援制度の認知度（名前も内容も知っている）	27.8%	40.9%
	23	虐待が疑われる事例を確認したときに、どのように対応すべきか把握している割合	－%	70.0%
	24	悩みやストレスに関する相談について、助けを求めたり、誰かに相談したいと思う割合	44.9% (平成30年度)	60.0%

資料編

1 地域福祉計画策定委員会設置要綱

○枕崎市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づき、枕崎市地域福祉計画を策定し、又は変更するに当たり、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、枕崎市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、枕崎市地域福祉計画の策定及び変更に関する事項を協議し、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者(次号及び第5号に掲げる者を除く。)
- (4) 福祉施設等の代表
- (5) 福祉団体の代表
- (6) 地域団体の代表
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了するまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、最初に招集される会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

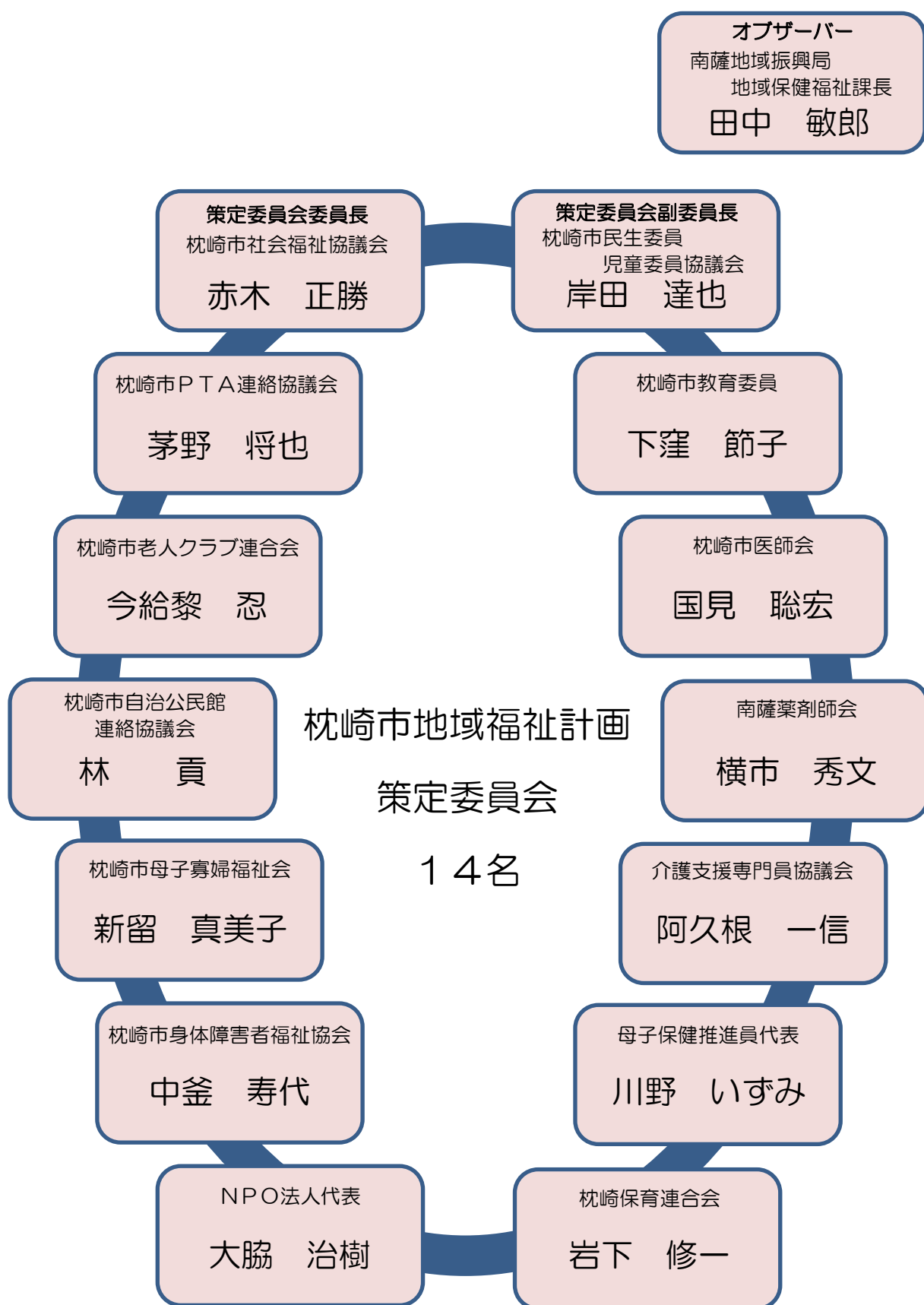
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

2 地域福祉計画策定委員名簿



3 用語集

英数字

8050 問題

ひきこもりの子をもつ家庭が高齢化し、50代の中高年のひきこもりの子を80代の後期高齢者にさしかかった親が面倒みるケースが増えているという社会問題のこと。

D V

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。ドメスティック・バイオレンス。

N P O

「Non-Profit Organization」又は、「Not-for-Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

P T A

「Parent-Teacher Association」の略称で、各学校で組織された保護者と教職員（児童を含まない）による社会教育関係団体のこと。

か行

介護支援専門員

介護保険法に規定された専門職で、居宅介護支援事業所や介護保険施設に必置とされている職種で、一般にケアマネジャー（略してケアマネ）とも呼ばれる。

核家族

「一組の夫婦のみ、または父親若しくは母親とその未婚の子ども」からなる家族。家族の基礎単位とされる。

虐待

むごい扱いをすること。繰り返しあるいは習慣的に、暴力をふるったり、冷酷・冷淡な接し方をすること。①身体的虐待（対象に身体的暴力を加える）、②心理的虐待（対象に心理的暴力を加える）、③性的虐待（対象に性的暴力を加える）、④経済的虐待（対象に金銭を使わせない、あるいは勝手に使う）、⑤ネグレクト（対象に必要な養育・監護をしない）などがある。

協働

同じ目的のために、対等の立場で協力して共に働くこと。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症高齢者、障害者の権利を守るため、その擁護者や代弁者が支援すること。

高齢化率

ある地域の総人口に対し65歳以上の高齢者人口が占める割合。

子育て支援センター

子育て支援のための地域の拠点の一つ。無料相談や関連機関の紹介、子育てサークルの活動支援などを行う。

子育て世代包括支援センター

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健・医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供する。

コミュニティ

居住地域を同じくし、利害を共にする共同社会。生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。

さ行

自主防災組織

災害による被害を予防・軽減するための活動を行う、地域住民主体の任意団体。

自治会

同一地域の居住者が、自分たちの共通利益の実現と生活の向上を目的として作る組織。本市では自治公民館。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。住民が主体となり、地域住民やボランティア、社会福祉関係者、行政機関の参加・協力を得ながら、「誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目指し活動する民間の社会福祉組織。民間組織としての「自主性」と、会員である市民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せ持つ。

住民基本台帳

氏名・生年月日・性別・住所などが記載された住民票を編成したもので、住民の方々に対する事務処理の基礎となるもの。

就労準備支援事業

生活困窮者自立支援制度に基づく事業の1つで、「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6カ月から1年の間、プログラムに沿って、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行う事業。

障害者等基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として障害者に関する総合的な相談業務（身体知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じ、①総合相談・専門相談、②地域移行・地域定着、③地域の相談支援体制の強化の取組、④権利擁護・虐待防止等の業務を行う。

自立相談支援事業

生活困窮者自立支援制度に基づく事業の1つで、生活に困りごとや不安を抱えている場合に、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う事業。

生活困窮者

収入や資産が少なく、生活に困っている者を表す用語。主に社会生活や行政などで使用される用語であり、ワーキングプアや、傷病者、ホームレスなどがこれに相当し、社会問題となっている。

生活支援コーディネーター

地域支え合い推進員。高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者をいう。

生活保護

生活に困窮するすべての国民に対し、その最低限の生活を保障するため、その困窮の程度に応じて国が行う保護。1950 年改正の生活保護法によって生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の 8 種の扶助からなる。

生産年齢人口

（人口統計で、）生産活動の中心となる 15 歳以上 65 歳未満の人口。生産年齢人口以外の人口は従属人口という。

成年後見制度

認知症の高齢者や知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約、遺産分割協議などについて、本人が被害を被らないよう選任された成年後見人が代理して行う支援制度。

た行

ダブルケア

子育てと老いた親等の介護を同時に担うこと。

団塊の世代

昭和 22～24 年（1947～1949）ごろの第 1 次ベビーブーム時代に生まれた世代。他世代に比較して人数が多いところからいう。

地域包括ケアシステム

高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制をいう。団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要とされている。

地域包括支援センター

高齢者の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実現する役割を担う中核的機関として設置される。

ドメスティック・バイオレンス

👉（英数字行）DV

な行

ニーズ

生活に関する要望や要求。

年少人口

(人口統計で、) 0 歳から 14 歳までの人口。

は行

パブリックコメント

行政機関等が法令等を制定・改廃したり基本的な構想・計画等を策定する際に、事前に案を公表し広く市民等から意見を募ること。意見公募手続き。パブコメ。

ボランティア

自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人。

ま行

看取り

病人のそばにいて世話をすること。また、死期まで見守り看病すること。看護。

民生委員・児童委員

地域住民の生活状態の把握、要援助者の自立のための相談・援助・助言、社会福祉事業者等との密接な連携・活動支援、福祉事務所等の関係行政機関の業務への協力等を行う。民生委員法に基づき厚生労働大臣が委嘱し、児童福祉法に定める児童委員も兼ねる。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

要介護（要支援）認定者

介護保険制度で、被保険者が介護を必要とする状態であることを保険者が認定するもの。寝たきりや認知症等で常時介護を必要とする状態（要介護）と、家事や身支度等の日常生活に支援が必要になった状態（要支援）がある。

ら行

リハビリテーション

身体に障害のある人などが、再び社会生活に復帰するための、総合的な治療的訓練。身体的な機能回復訓練のみにとどまらず、精神的、職業的な復帰訓練も含まれる。本来は社会的権利・資格・名誉の回復を意味し、社会復帰・更生・療育の語が当てられる。リハビリ。

老年人口

(人口統計で、) 65 歳以上の人口。

枕崎市地域福祉計画

令和4年3月

鹿児島県 枕崎市

〒898-8501 鹿児島県枕崎市千代田町 27 番地

TEL : 0993-72-1111 (代)

<https://www.city.makurazaki.lg.jp/>